

平成28年度予算審査特別委員会（第1日目）

- ◎ 招集年月日 平成28年3月6日（日）  
 ◎ 招集の場所 知内町役場 議場  
 ◎ 開会日時 平成28年3月6日（日） 午前 9時30分  
 ◎ 閉会日時 平成28年3月6日（日） 午後 3時29分

◎ 出席委員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 西山和夫 | 6番 | 五十嵐捷爾 |
| 2番 | 木村一  | 7番 | 谷口康之  |
| 3番 | 松井盛泰 | 8番 | 吉田峰一  |
| 4番 | 泉政栄  | 9番 | 森永勉   |
| 5番 | 敦澤良子 |    |       |

◎ 欠席委員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

|                |       |               |        |
|----------------|-------|---------------|--------|
| 町長             | 大野幸孝  | 保険係長兼衛生係長     | 永田吉雄   |
| 副町長            | 網野眞   | 介護保険係長        | 佐藤雅明   |
| 総務企画課長         | 手塚恵一  | 戸籍係長          | 佐藤史穂   |
| 総務企画課政策室長      | 小田島伸二 | 農政係長兼国営土地改良係長 | 南一貴    |
| 生活福祉課長         | 松崎輝幸  | 林政係長          | 三原知明   |
| 産業振興課長         | 西野俊一  | 商工係長兼労働係長     | 野戸早苗   |
| 建設水道課長         | 佐々木孝幸 | 水産係長          | 森永茂    |
| 出納室長           | 松本泰行  | 建築係長兼管財係長     | 小嶋隆    |
| 教育長            | 田中健一  | 土木係長          | 佐藤和人   |
| 教育次長           | 田中志津夫 | 上下水道技術係長      | 牧野覚    |
| 高校事務長          | 田中志津夫 | 上下水道事務係長      | 小林雪絵   |
| スポーツセンター長      | 上村政美  | 管理係長          | 南和敏    |
| 給食センター長        | 田中志津夫 | 総務係長兼学校教育係長   | 石田由美子  |
| 代表監査委員         | 村上壽   | 社会教育係長        | 堂前哲也   |
| 総務係長           | 帰山亮一  | 郷土資料館学芸員      | 竹田聡    |
| 財政係長           | 佐藤辰治  | 保健師           | 小保内さおり |
| 税務係長           | 高田正志  | 保健師           | 筒井裕子   |
| 広報調整係長兼土地・公害係長 | 佐藤正登  |               |        |
| 民生係長           | 長谷川将之 |               |        |

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 村上義久 |
| 議事担当係長 | 上野真吾 |

## 平成28年度予算審査特別委員会議事日程

(第1号)

平成28年3月6日(日)午前9時30分開議

| 日程 | 議件番号   | 議件名                               |
|----|--------|-----------------------------------|
| 第1 | 議案第10号 | 知内町過疎地域自立促進市町村計画の策定について           |
| 第2 | 議案第11号 | 知内町行政不服審査会条例の制定について               |
| 第3 | 議案第12号 | 知内町行政不服審査法による手数料条例の制定について         |
| 第4 | 議案第13号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 第5 | 議案第14号 | 知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について       |
| 第6 | 議案第15号 | 知内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例の制定について         |
| 第7 | 議案第16号 | 平成28年度知内町一般会計予算について               |

### ● 開会宣言・開議・議事

#### ◎ 委員長(敦澤良子)

皆さん、おはようございます。

平成28年度知内町議会予算審査特別委員会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月4日の本会議で、予算審査特別委員会が設置をされ、図らずも私が委員長を仰せつかりました。委員各位には、ご迷惑をお掛けすることがあろうかと思いますが、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。限られた審査期間であります。効率的に委員会が運営されるよう、委員各位のご理解とご協力をお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。

座らせて、会議を再開したいと思います。只今の出席委員は、9人です。定足数に達しておりますので、平成28年度予算審査特別委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。委員会の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。直ちに議事に入ります。

委員会に付託された13議案については、既に提案理由の説明が終了しております。これから審査に入りますが、審査の方法は、議案第10号から1議案毎に審議、討論、採決の順で進めてまいりたいと思います。

この取扱いにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、このように審査を進めてまいります。

委員の皆様にお願ひしますが、質疑については、予算書及び資料のページを示していただくようお願いいたします。

### ● 議案第10号 知内町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、日程第1、議案第10号、『知内町過疎地域自立促進市町村計画の策定について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

7番。

◎ 7 番（谷口康之）

細かいことをちょっとお伺いすることになりますけれども、この24ページの部分ですね、今、うちの町の下水道の普及率も一般の普及率が62%で、農業集落排水は58%という部分になっていきますけれども、この中で、今回の計画、ディスポーザーの導入ということを検討するということですが、これを導入することによって、町としては下水道の普及率がどのくらいのアップを考えて、想定しているようであれば、どのくらいのアップ率を想定しているのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

ディスポーザーの導入を考えて内部検討については、これからのんですが、私としては、ディスポーザー設置することによって、下水道の接続率がたちまち上がるというふうには考えてございません。ディスポーザー設置もおよそ10万円程かかりますので、計画にあたりまして、一度、100世帯ほどアンケートを取ったことがあるのですが、そのうち、ディスポーザーを積極的に設置をしたいというのは、25%程度でございました。地域的には、私どもの知内町におきましては、生ごみを土に埋めてですね、それで自然にかえすというような家庭が結構多くございましたので、先ほど言いましたように、10万円程の投資をしながら、更に下水道を接続するというようなことを比較的数値が上がるというふうには考えてございません。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

その部分ではわかりました。それからですね、26ページの部分で、この文章の中にもうちの町では、これからの高齢化率がどんどんどんどん上がって、一応34%という想定をしていますけれども、私もこれは免れない現実かなと思っております。その中で、総合計画の中にもありましたように、CCRCとかを導入するという考え方がありますが、この中の対策ということで、インフォーマルサービスということの部分でなっておりますけれども、これからのうちの町でもそれは必要な部分かなと思いますけれども、ただ、ボランティアとか、そういう形の部分で、確保する、それから、予算にも出てきますけれども、介護保険のやる介護士ですか、補助という部分でいろいろ予算計上していますけれども、この辺についての町としてはどのくらいのこういう部分で想定して考えているのか、まず、あるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。介護保険のですね、事業計画にもありますけれども、実際ボランティアの部分のですね、今後、かなりそういうものが今後、介護福祉士も含めてですね、うちの町では充実していかなければならない部分だと思います。今、介護福祉士の部分で足りない部分、うちの方でヘルパーの2級講座だとか、そういうものに助成しますけれども、この辺ですね、しっかり今後、ますますそういう介護福祉士の部分でマンパワーが足りなくなるような形になりますので、その辺はしっかりですね、町としてもサポートしていきたいなというふうに思っています。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

これは当然そういう形になるんだろうけれども、ただ、今のうちの町の現状をみますと、はっきり言って、こういうボランティアだとか、自分の家庭を振り返ってみますと、やはりこれからはうちの町もこういう少子高齢化ということで、老老介護ということがこれから十分想定されるのかなと思うんですけれども、ただ、そういう中であってですね、やはりそういう方々のですね、やっぱり現実というものが、なかなかいろいろな形で見えてこない部分が多いのかなということで、昨日もテレビでやっていましたけれども、これからの痴ほうの方々のあれが500万人から何十年後には700万人くらいに増えるということで、認知症の方々がですね、そういう方が増えるということで、うちの町もこれは減らないで増える傾向になってくるのかなということで、町全体としてもこれはいろいろな形で考えていかなければならない問題なのかなと思うんですけれども、その辺で、町としては何か考えることがあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

今、7番委員言われましたとおり、認知症の方がですね、非常にうちの方も増加傾向にあります。その中で、今回のふれ合い懇話会等でですね、うちの認知症の対策の部分で、認知症サポーター講座、これは今、うちの方で4町内会、今年度行っております。来年度もですね、4町内会、できれば、小学校、中学校、高校、ここも含めながらですね、その認知サポートの部分でちょっとサポーターをですね、増やしていきたいなというふうに思っています。ですから、地域でそういう認知症の方をですね、支えながら、やっていきたいなというふうに思っています。あと、認知症のですね、ガイドブックみたいなものを来年度、今、予定していますので、そういうものを含めながら、地域の方でそういう方に理解を深めながらですね、町としてやっていきたいなというふうに思っています。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、質疑ございませんか。3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

過疎計画というのは、まちづくり総合計画が1つの基本になっていろいろな計画がなされてくるんだというのが基本だと思うのですが、いろいろ中身の文言については、言いません。ただ、この参考資料で出てくる、その数字ですね、まちづくり総合計画に謳っている数字と

こっちの数字と合わない部分、何箇所かあるんですね。例えばスキー場の圧雪車を今回は2,600万円の予算が出ています。ところが、過疎計画を見たら4千万円。よくよく中身を見たら、格納庫が必要だと。格納庫はどこにも載っていないです。この町の予算にも格納庫というのは別に載っていないし、どうなんだろうなと思って、その辺もう少し、どこかで載っているのであれば、お知らせいただきたい。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今のご指摘のですね、今回お示しをしております過疎計画の内容とですね、まちづくり総合計画の実施計画に一部、数値の不突合があるのではないかというご指摘は、そのとおりでございます。それで、この今回の計画のご説明のときに、冒頭でもご説明を致しましたけれども、この過疎計画はですね、法律の規定に基づきまして、議会の議決が必要なのですが、その前提条件と致しまして、北海道知事との事前協議が必要ということでございました。当然ながらこの議案を提出する前に、知事との協議を終えていなければいけないんですけども、知事との協議ということでは、2月19日付けで北海道知事から町の計画案について、了承をする旨の文書をいただいております。その事務から逆算をしますと、どうしてもですね、1月の中旬には、北海道に対して現段階での町の計画案をお示ししなければいけなかったということで、その時点ですら、まちづくり総合計画の実施計画もまだ成案という状況には至っておりませんし、28年度の当初予算もまだまとまりきっていない状態での過疎計画での案としての提出になってしまったということで、ご指摘のように、それらのいろいろな計画を整合性を図るべきだというのはごもっともというご意見なんですけれどもやむを得ない時点の相違があって、今回、このような数値の違いが発生しているということでございますので、是非、ご理解をいただきたいと思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

ということは、これらの載っていない部分については、後で追加というような形で出てくるという理解でいいのかな。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

軽微な変更を除いて、今の大きな変更というのは、これまでもそうだったのですけども、議会にお示しをして、議決をいただいて、計画を変更とする手続を取っておりますので、そのように対応をさせていただきたいと思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

計画の追加をするときにですね、過疎計画だけではなくて、あくまでもまちづくり総合計画そのものもきちんと計画変更をするというような形の手続を取っていただきたいとお願いしてやめます。答弁はいいです。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、質疑ございませんか。1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

25ページの消防関係でちょっとお尋ねするんですけれども、水槽付き消防ポンプ自動車ということで、事業計画の方を見れば、29年度ですか、6,500万円かけてやることになってはいますが、以前、脇本町政時代に消防の関係で一般質問させていただいて、泡消防車という、泡で消火する装置なんですけれども、この消防車を1台何とか導入できないかということをお話をさせていただきました。今回、報道等で、「YOUは何しに日本へ？」だったかな、それでちょっとモリタ自動車の消防ポンプの大手でありますけれども、その中で、泡消防車紹介されておりました。従来のその泡を使うことによって、水の量が17分の1に軽減するそうでありまして、ましてや、消火能力も非常に高いということで、今、モリタ製造会社によると、今600台の消防車のうち100台は泡消防車に変わってきているんだというお話の中で、是非、有効であれば、どんどんどんどんやっぱり広域の中で推進するべきだろうなという考えを持っているんですけれども、将来にわたってその辺、今回は水槽付き消防車でありますけれども、更新時期等ちょっと把握しておりませんので、もしそういう更新時期があるのであれば、是非、その辺も考慮していただければありがたいなと思うんですけれども、その辺、どうお考えですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。只今の件であります。ここに記載のとおり、今後、水槽付きの消防ポンプ更新を迎えることで、今後、5年間のうちで迎えることで計画記載してございますが、今のご指摘の泡については、私もよく承知しておりませんので、今後、消防、それから、渡島西部とも協議をしながら、財政的なコスト面もありましようし、使用勝手もありましようから、その辺、十分、協議をしながら、有効であれば、更新時にはその辺も検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと言い忘れたんですけれども、まず、この水槽付き消防車、なぜ、購入に至るという経緯は何なんですか。あくまでも水不足のために、そういう水槽付きの消防車を導入するということなんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。ご指摘のとおりです。現地に到着して、直ちに消火活動始められる、初期消火をなるべく早くということもありまして、導入したいということでございます。更新でございます。申し訳ございません。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですか、1番。そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり決定を致しました。

---

## ● 議案第11号 知内町行政不服審査会条例の制定について

### ◎ 委員長(敦澤良子)

次に日程第2、議案第11号、『知内町行政不服審査会条例の制定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

7番委員。

### ◎ 7番(谷口康之)

12ページの審査会の人数の方が3名以内ということになってはいますが、この部分でですね、この人数の選び方ですね、町内の方々なのか、それとも、町外を含めた方々を3人選ぶのかということで、それから、専門委員会の審査委員の部分でも、資料を見ますと、その事件の部分で貴重な意見を聞いて、それが終わったらその方はもう終わりということなんでしょうけれども、その部分でこれからですね、そういう方々をきちんと契約を結ぶという形で、専門職の方々のそれを確保するという考え方でよろしいんでしょうか。まず、お知らせ願いたいと思います。

### ◎ 委員長(敦澤良子)

総務企画課長。

### ◎ 総務企画課長(手塚恵一)

ご説明致します。議案の1ページのところの第2条に記載しております、審査会の委員でございます。3名以内、これにつきましては、町内の中から選任をしたいということで思っております。それと、第5条にあります専門委員でございますけれども、その都度、その内容に応じてですね、例えば弁護士さんとかを選任する、その案件、案件毎に応じて、選任をして、終わればそれで解任という形になろうと思います。

### ◎ 委員長(敦澤良子)

そのほか。7番委員。

### ◎ 7番(谷口康之)

ちょっとわかりづらいというか、改正点の方を見ますと、審理員と第三者機関ですね、この部分の何といいますか、審理員は役場の法務担当者ということになってはいますけれ

ども、この辺について、忠実性とか、そういうものとか、公平性とかというものを保てるのかなと私、ちょっと心配したんですけれども、その辺、どうなんでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。審理員ですけれども、説明資料の方にも記載がありますけれども、審理員については、処分に関与したものによる審理はできないということで、例えば生活福祉課関係の何かを処分したときに、町民の方からそれに対して審査請求が上がってきたときは、総務企画課担当の職員が審理員となって、それが妥当だったのかどうかを審理する。それを第三者機関である審査会、先ほど言いました3名で構成する審査会にこういうことでどうですかということで諮問をして、それに対して答申をいただく、それを町民の方に返すという形のものでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番さん、いいですか。そのほかございませんか。3番委員。

◎ 3番（松井盛泰）

この条例、勉強不足です。教えていただきたいのですが、行政に対する不服申立て、これは必ずしも職員だけではなくて、例えば行政全般に、町長に関する事、すべてのことに全般に対して不服申入れしたときにですよ、町長から委嘱された3人の委員、さらには、専門委員、果たして公平な審議というのはできるんだろうか。今、単純に聞いていて、すごくそういうふうにしたのですが、その辺はあなた方これを作るときに議論にならなかったんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。この法改正によって、地方公共団体に審査会を設置するということになりました。審査会を設置しなければならないということになりました。それで、渡島管内の各市町村では、件数的なことからいっても、また、専門性のことからいっても、渡島管内で1箇所こういう共同で審査会を設置できないかということで、事務レベルでは協議してきましたけれども、なかなか現時点で、渡島管内共同設置というのは難しいということで、当面は各市町村毎にこの審査会を設置をして行うことになっています。ただ、町から審査会委員については、委嘱をするわけですが、それは当然、法の趣旨に則って審査をしていただくということで委嘱を致しますので、その辺は厳正な審査をしていただけるものだというふうに考えております。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3番（松井盛泰）

厳正な審査をできる人たちを選任するという事だけでも、今の話でいえば、ほとんど役場の職員の人たちがこれにあたるというような形になるんでしょう、違うんですか。先ほどちょっと言った一番望ましいのは、例えば渡島なら渡島、この西部4町だけでもいいと思うんです。第三者的な人が公平な立場で見れる、介護の審査会と同じよう



に、全く違う立場の人たちがこっちの方のやつを審査するとか、こういうような形のものが一番ベターなのかなという気がします。その辺ちょっと検討をしていただきたい。

◎ 委員長（敦澤良子）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

今、3番委員さんのご指摘でありますけれども、実は前段、総務企画課長の方からのご説明を申し上げましたとおり、この不服審査会については、我々も近隣町含めて内部的にいろいろ検討をさせていただきました。それで、自治体に本来的にこの第三者機関を設置するということにはなっていますけれども、今、委員おっしゃったように、例えば渡島西部広域事務組合という4町の組織があります。さらには、渡島町村会という渡島全体の組織もある。さらには、北海道町村会という組織もある。そういうふうになったときに、扱い件数その他を含めて、実質的には専門的な対応をできるということを考えると、少し広域的な組織立てというのは、第三者機関の設置というのは如何なものかということで、実は私の方でも渡島西部広域事務組合の中で、それぞれの副町長ともお話をさせていただきました。そして、管内的に渡島の副市町長会の中でも実は話題を提供して、いろいろ話をさせていただきました。ただ、時間的なものもあって、その環境が直ちに整えるということができなかつたということの中で、この点につきましては、引き続き多方面にわたって議論してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

◎ 委員長（敦澤良子）

よろしいですね。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

なしということでございます。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論もないということでございますので、議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり決定を致しました。

---

● 議案第12号 知内町行政不服審査法による手数料条例の制定について

◎ 委員長（敦澤良子）

次に日程第3、議案第12号、『知内町行政不服審査法による手数料条例の制定について』を議題と致します。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

7番委員。

◎ 7番（谷口康之）

この4条の第2項の部分でですね、免除を求めるという部分で、文言があるんですけど

れども、これは審理員に提出をしなければならないという部分があるんですけれども、これはそれを提出してオーケーをもらうまでといたら、すぐ即断というか、それともある程度、時間を要して審議してですね、結論を出してからとということで、ある程度、時間が必要だということをどの辺の時間を考えたらよろしいのでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。免除の関係につきましては、申請があってその場ですぐというわけにはいきませんので、審査会の方に一度、こういう案件ですということで回答するように。ただし、そんなに時間をかけないようにということで、法の趣旨はなっていますので、1週間以内程度には回答できるような形になろうかと思えます。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

これをやるということは、我々一般の方がそういう形で理由を書いたものということになりますと、なかなか難しいのではないかなと。ある程度、そういう用紙のひな形とか、そういうものはきちんと用意するというところで理解してよろしいのでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。ご指摘のとおりです。申請書類等は、事前にこちらで用意致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようございますので、質疑を終わります。

これから討論行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり決定を致しました。

---

● 議案第13号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

◎ 委員長（敦澤良子）

次に日程第4、議案第13号、『行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり決定を致しました。

---

## ● 議案第14号 知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について

### ◎ 委員長(敦澤良子)

次に日程第5、議案第14号、『知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

7番委員。

### ◎ 7番(谷口康之)

今回、今まで50枚だったやつを20枚という小さい枚数の部分があって、これは1年間経験して必要だということ、需要があるということで理解してよろしいのでしょうか。

### ◎ 委員長(敦澤良子)

スポーツセンター長。

### ◎ スポーツセンター長(上村政美)

ご説明致します。ご指摘のとおりですね、昨年1年間実施をしまして、主婦層を対象にですね、50枚だとちょっと多いという意見を複数いただきまして、それでですね、今回、20枚の券もですね、合わせて発行したいということでございます。

### ◎ 委員長(敦澤良子)

いいですか。そのほか。1番委員。

### ◎ 1番(西山和夫)

50枚であれば半額程度になるんですけども、20枚であれば割高になりますし、まして、それと65歳未満のですね、27年度の利用状況なんですけれども、町内で1,834名、そして、65歳以上で561名いるんですよ。65歳以上で、無料の方がね。それで、65歳未満で1,800というのは、内容的な年齢等を精査しているのか、もし60歳以上でも多いのであれば、65歳から無料になっていますけれども、60歳以上で無料でもいいんじゃないかなという思いあるんですけども、その1,834名の内訳ちょっとわかればお知らせいただきたいと思います。

### ◎ 委員長(敦澤良子)

スポーツセンター長。

◎ **スポーツセンター長（上村政美）**

ご説明致します。60歳から65歳までの件で利用者でございますけれども、これはですね、町外、町内ございます。60歳を越える部分につきましてはですね、さほど何といたしますか、影響といたしますか、特にそういったご意見はいただきませんでした。きれいでこのくらいで泳げるんだったら、非常にありがたいねというような感じでございます。◎ **委員長（敦澤良子）**

1番委員。

◎ **1 番（西山和夫）**

ちょっと回数券の問題なんですけれども、従来の50枚であれば半額と。今回、20枚ということであれば、本来、半額ということになれば3,000円なんですけれども、割高になるだろうという話の中で、それらの検討内容というのはどうなんです。あくまでも半額ということに持っていけなかったのかどうか。

◎ **委員長（敦澤良子）**

スポーツセンター長。

◎ **スポーツセンター長（上村政美）**

ご説明致します。半額にして、25枚にしてというようなお考えもあろうかと思えますけれども、主婦層のこちらで把握した内容というのはですね、多少、半分でなくてもですね、20枚程度であれば行きやすいねと。50枚だとちょっと主婦感覚では、ちょっと高いねということでした。

◎ **委員長（敦澤良子）**

1番委員。

◎ **1 番（西山和夫）**

基本的には、50枚の今までやっていたわけですよ、半額程度ということ。それで、50枚であれば、全部使い切ることは難しいから、20枚なり30枚という要望が出たんだろうと思うんですよ。その中で、従来50枚で半額というやつが、じゃあ、20枚、30枚の回数券を出したときに、半額以上の割高なそれを手数料にしていいいのかという問題なんです。20枚でも30枚でも、本来であれば、その50枚にならって半額制度を維持するというのが原則だと思うんですよ。今、利用している限り。まず、その半額にするべきだろうと思えますけれども、教育長。それと、先ほど言う1,834名の年代別、具体的には調べていないということですか。そういう解釈でいいですか。

◎ **委員長（敦澤良子）**

教育長。

◎ **教育長（田中健一）**

金額の問題について、お話の方させてください。ありがたいお話伺っているんですけども、50枚で半額で、確かに議論させていただきました。1日券が300円なものですから、それを20回続けると6千円になります。手数料とかそういうことを考えるよりも、確かに我々としては、まとまった券を買っていただいて、長く使っていただければありがたいんですけども、先ほどスポーツセンター長お話ししましたように、なかなかそれが50回という回数をこなすのがつらいというお話なものですから、それで、

20回券、20枚券を作ったんですけれども、その割合として、これを半額にしちゃった場合には、20、20、20で全部行ってしまうのではないかと。それよりも、1つの段階として、1日券、20回券、50回券というランク付けをしながら、より長く使ってもらう人には、もっとやっぱりサービスしますよという感覚でこの金額を決めさせていただきました。ですから、これで言うと、300円が200円になりますので、100円やっぱり割引になりますので、随分これでもお得かなと思うのですが、ただ、10枚券については、これはちょっと検討の様子があるだろうなど。例えば10枚作ったときに、3千円というわけにはいきませんし、俗にあるのは11枚綴りで3千円という形になりますよね。それはちょっと金額的なことからいってもバランスが悪いものですから、よって20枚で100円ずつ割引して4千円という結論を出したんです。ご理解をしていただければと思っています。

◎ 委員長（敦澤良子）

スポーツセンター長。

◎ スポーツセンター長（上村政美）

すみません。もう一度、先ほどのご質問お願いします。ご説明致します。今回、この年代別の人数の把握につきましては、補助事業の関係で、費用対効果をですね、出すために、大人の人数がいくらかということをも、分けなければならないということでございました。それで、皆さんの資料にですね、載せているわけなんですけれども、この大学生から65歳未満の方と65歳以上の方をですね、それぞれ把握することによって、費用対効果の計算ができるということですね、そういったことですね、やっていたものですから、60歳から65歳というですね、ものについては、そこまでは調べてございませんでした。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

要請して終わります。65歳未満、いろいろ考え方はあるだろうと思いますけれども、やはりどの年代層が利用しているのか、また、健康促進等に生かされているのか、その年代層の調べる中で、またいろいろな各課で利用できることもあるだろうと思いますので、是非、その辺、年代層色分けしながら、入館のときにちょっとチェックしてもらえばいい話なので、やっていただければありがたいと思います。要望して終わります。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

今の利用券の問題で、ちょっと教育長の答弁の中でちょっと疑義を感じました。回数券を出すというのは、利用者の利便性を考えて回数券を出すわけですね。これが目的でしょう。それが枚数によって単価が変わってくるという考え方、いまいち理解できない。やはり50枚買って半額だったら、20枚買ってやっぱり半額というのが平等性だと思うんですよ。如何ですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

言葉足らなかったと反省しますが、先ほどお話しましたように、50枚で7,500円、確かに150円という金額ですね、1回分が。半額になりますので。その50枚を確かに下回る、50枚の半分が25なんですけれども、これを利率からいっても我々が判断した中で、20枚で4千円という金額で100円ずつ割引くということは、今、ご指摘のように、確かに利用者にとって、便利が良いというふうに確かに判断しました。今回のこのプールの利用状況で、来年は期間も延ばす予定ではいるんですけれども、年間20回であれば、行けそうだよねと、使えそうだよねという判断になりますよね。50枚というのは確かに先ほどセンター長からお話しましたように、1年間に50回行けるかなというところが大きな疑問になりますので、よって20枚券を作るということの意義とその金額の設定なんですけれども、半額よりもやっぱりもうちょっと上乗せして考えていかなきゃいけないだろうというような判断なんです。それで、先ほどのように100円割引いた200円という金額で考えたものですから、利用者さんにとっても年間20枚の券を買うことによって、そのシーズン十分に活用できますし、50枚買うよりも負担はかなり気持ち的には軽いと思いますので、そういう意味で、この金額とこの枚数というのを設定されたということで、ご理解してもらえればありがたいと思っています。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですね。1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

最後にします。20枚で確かに4千円ということになれば、半額以上の割高になります。ただ、50枚で多いなという議論の中で、じゃあ、どのラインが的確かというのは、利用者でなければわからないんですよ。まして50枚買って、本当に使い切ったのが何枚だったのか、その辺の判断も必要だろうし、まして、いろいろ工夫するためには、やっぱり30枚も付けて、じゃあ、30枚で基本的に9千円ですけれども、4,500円の半額のところ、そしたら、5千円にすれば500円アップで、そんなに違和感というのはないのかなという気はするんですよ。ある意味そうした20枚、30枚、50枚の段階を付けるということであれば、じゃあ、30枚も加えて、その半額に近づける金額を設けるというのも1つの手だと思うんですけれども、その辺というのは飛びすぎ、50枚から20枚というのは、ちょっと飛びすぎで、まして割高になるというのは、誰しもきっと多分買うときにはそういう印象が持たれる可能性がありますので、是非、その辺、もう少し調査した上で、その30枚で5千円にするだとか、いろいろなやり方はあるだろうと思いますので、20枚にこだわらず、是非、その差額を埋める努力はしてください。

◎ 委員長（敦澤良子）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

ご指摘ありがとうございます。確かに20、30で、ご指摘のように今回の実績資料の26ページにありますように、5月から10月まで、プールの方を開設させていただきました。利用者の方を見ていきますと、やっぱり10月になると、かなり落ち込んでき

ます。実質的にはやっぱり7月、8月、9月の3か月になりますので、この間で町民の皆さんが夏場のトレーニングや健康維持のために使うとした場合に、確かに20枚というのは使いやすいとは思ったんですけども、今、ご指摘から考えれば、30枚、検討させていただきます。金額とその設定はこれに準じていけますので、利用者の方のご意見をも聞きながら、センターの方、中心になって会議等させていただきます。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、原案のとおり決定を致しました。

---

● 議案第15号 知内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例の制定について

◎ 委員長（敦澤良子）

次に日程第6、議案第15号、『知内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例の制定について』を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでございますので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようです。討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、原案のとおり決定を致しました。

---

● 議案第16号 平成28年度知内町一般会計予算について

◎ 委員長（敦澤良子）

次に日程第7、議案第16号、『平成28年度知内町一般会計予算について』を議題と致します。

それでは、総務企画課関係のうち、1款議会費の質疑を行います。予算書の96ページをお開きください。質疑ございませんか。

暫時休憩します。

( 休憩 午前10時40分 )

( 再開 午前10時41分 )

休憩を取り消しまして、総務企画課関係の1款議会費の質疑を行います。予算書の96ページ、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

なしということでございますので、次に2款総務費の質疑を行います。

予算書の97から126ページ、質疑ございませんか。

7番委員。

◎ 7 番 (谷口康之)

98ページの負担金補助金の交付金のこと、この前の補正のときにもセキュリティの問題で課長と議論した経緯があるんですけども、この中間サーバー利用の負担金ということで、この辺についても、うちの町としては、どのような形でこれをやって、情報漏えいを防ぐかということで、この辺について、まず、何かあるようでしたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長 (敦澤良子)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。98ページ、19節の社会保障税番号制度自治体中間サーバーの利用負担金であります。この中間サーバーは、前にもご説明しておりますが、国の方が設置をするところで、国、都道府県、市町村が情報をやり取りするときに、この中間サーバーを介して情報をやり取りするところであり、この本格運用、市町村が参加する本格運用は、平成29年の7月からなんですけど、28年度からは、テストを繰り返し、セキュリティ上問題がないような形で、今、準備を進めるためのものです。これは、その中間サーバーを利用するための負担金であります。このセキュリティ関係については、平成27年の補正予算の折にもご説明致しましたけれども、マイナンバーを扱うパソコン端末について、インターネット環境とは全く分離した形でやるということ、それから、職員が簡単にそこから情報をUSBだとか、CD-ROMだとかに、簡単に取り出しをできないようにしてしまうという、そういうセキュリティ対策をすることとしております。これは、国の強い要請でやるわけなのですが、今後もその辺、国、都道府県と連携をしながら、セキュリティ対策は万全に町としても実施していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長 (敦澤良子)

そのほか。7番委員。

◎ 7 番 (谷口康之)

続きまして、100ページの財産管理費の部分で、今回、公有財産台帳整備で、去年、これ5百何十万円ですけれども、この部分です、どのような結果が出て、28年度以降の部分で、どのような形で生かすのか、まず、あるようでしたら、



お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。平成27年度で町の公有財産の台帳整備業務、今現在しております。まだ事業完了しておりませんので、成果品はきておりませんが、土地、建物、あらゆる町の公有財産を台帳整理をして、資産評価もするというものです。これは、今後始まる公会計システム、町の会計も民間企業と同じように、財産4表を作って、貸借対照表だとか、財産4表を作るような公会計システムを導入するために、整備をしたものであります。したがって、28年度は、この台帳を利用して公会計システムを導入して、28年度決算から財務4表も出せるような形にしたいというふうにして考えておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7番（谷口康之）

今回、移住促進住宅解体工事ということで、350万円計上していますけれども、今、うちの町で、町有地とか、そういう形ですね、うちの住んでいる方で、若い方ですね、私の方で、町の方で、町有地を一般の方に払い下げて、そこに家を建てたいけれども、そういうようなことが町の方でもいろいろな場所によって、そういう払い下げるような可能な土地ってあるんでしょうかと聞かれた経緯があるんですけども、その辺について、町の方でも可能かどうか、どうなんでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。町でもそういうことで、今、町で持っている土地で、特段利用計画のないものについては、極力売払いをしていきたいということも考えております。また、今、実際は、賃貸をしている住宅が建っている町有地についても、極力、売払いをしたいということで考えておりますので、もしそういう要望があれば、こちらの方に申し出ただけであれば、こういう土地があるんですけどということは、御紹介できるのかなということに思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7番（谷口康之）

もしそういうことがあるようでしたら、広報でも何でもいいから、まず、そういうものでお知らせできるような、そういうPRのようなことをできるようでしたら、まず、やってもらいたいと思うんです。それから、もう1つですね、公有財産で、私、ちょっと気になっていたんですが、うちの町の場合、前町長時代にですね、建川から湯ノ里まで、いろいろな形の大きいモニュメント建っていますよね。ああいう部分で、ある程度、年数経っていますから、その辺のきちんとした形で今まで現在、大理石ですから、そんなに傷むということはないんでしょうけれども、その辺の点検とかそういうことは

定期的な形でやっているのか、それともやっていないのか、どうなんですか。

◎ 7 番 (谷口康之)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。文化財のモニュメントということで設置したのですが、定期的に管理、今まであまり目視という意味でしかやっておりませんが、草刈りだとか何とかを通じて、建有川だとか、湯ノ里だとか、その辺は目視での管理はしてございます。特に支障があるということは聞いてございません。何か支障があれば、その都度、補修等していききたいと思っております。

◎ 委員長 (敦澤良子)

7番委員。

◎ 7 番 (谷口康之)

私も実際に建川とかあいうところは、ある程度、すぐそばに行ってみるとかできるんですけども、一番ちょっと気掛かりだったのが、湯ノ里というか、知内と福島の境界線にある端のところ、こっちから行くと、右側に建っていますよね。あれは、あそこに建てた意味というのは、私は全然理解できないんですけども、町としてはあれを境界線なのか、それとも、通る方々のドライバーとかそういう方々が見て、ここが知内と福島の境界線だよということ認識してもらうために建てたのか、その辺ちょっとはっきり言って、冬はもう雪で見えないし、夏場は草の中で見えない、ほとんどあの建物自体は、見ると言ったらいいのか、あれを意識して見ない限り、全然無視というか、あそこに建てた意味というのは、どのような形なのか私ちょっと理解できないんですけど、どうなんですか。

◎ 委員長 (敦澤良子)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。知内町の町境に木古内と知内の間は、ご存じのとおり、建川のところに設置してございます。それと、福島町との町境という意味で、今のおっしゃるところに設置はしているのですが、設置当初はですね、草刈りをお願いしている方がおまして、伸びたら見通しがきかなくなるように、常に草刈りをさせていただけるということで、場所もあそこに設置したところなんですけど、年数経過とともに、その方もちょっといなくなりまして、今後、28年度、見えないということがないような管理の仕方をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長 (敦澤良子)

そのほか。6番委員。

◎ 6 番 (五十嵐捷爾)

107ページの報酬の欄の交通安全指導員の報酬なんですけれども、聞いているところではですね、指導員が大変、高齢化して、辞めたい人が多く出てきているということでございます。それでですね、お金で釣るというわけではないんですけども、報酬がこの金額で行くと、1人で3万円という形になると思うんですけども、この額を上げて、それから、若い人を少し育てていかないと、誰も指導員やる人がいなくなるんじゃない

かという危惧をしているんですよ。日中のイベントだったらまだしも、夜なんかの駐車場をやると思ったら、寒いときだとか、雨降りだとか、大変だと思います。だいぶ減っているということで聞いていましたので、その辺の危惧から、今後、どういう状況に持っていきたいのか、それと、この辺の報酬、ずっと同じような形態できていると思うんですけども、見直す時期にきているんでないでしょうか。その辺、どうでしょうか。よろしくをお願いします。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。指導員につきましては、原則的には、各町内から推薦をしていただいて、こちらの方で委嘱をするという形を取ってございます。それで、確かに高齢化しておりまして、27年度末を持って、今、退任する方もいらっしゃいます。その出身町内会の方には、後任の方の推薦をお願いしたいということで、今、後任の方を推薦も上がってきているところもございます。ただ、実際には、推薦いただいている町内会もあるものですから、人数的にはもう少し多く確保しなければならないんですけども、今後も町内会の方にご面倒をお掛けしますが、推薦依頼をしていただいて、人数の確保はしていきたいなということで考えておりますので、よろしくをお願いします。

◎ 委員長（敦澤良子）

6番委員。

◎ 6番（五十嵐捷爾）

町内会から推薦する人がいないということは、そういう実情なんですよ、わかります。大変なんです。それとさっき言った、もう1つの交渉の方もお金で釣るという訳ではないんですけども、そういう対策をね、ちょっと考えていただけないかということで、もう一度、お願いします。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。只今のご意見お聞きしまして、今後、検討させていただきますけれども、あくまでも指導員の方については、ボランティア精神ということでお願いしてございますので、通常の賃金のような形ではどちらにしても支払いできないということで、ご理解いただければと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですか。7番委員。

◎ 7番（谷口康之）

105ページのですね、コモナイ川の環境調査委託料90万円ですけども、この目的は、どのようなことでこれをやるのか。

それから、もう1つ、106ページのですね、委託料の部分で、去年も企画課長に言って、ホームページの中をもう変えたらどうですかと言ったら、やるというようなことで答弁をいただいた経緯があるんですけども、今年もホームページ、全然あそこの記載がいじった形跡がないものですから、その辺について、どのような形でまず、考えて

いるのか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

まず、105ページ、コモナイ川環境調査委託の中身について、ご説明を申し上げます。ご承知のように、これまで知内川の環境保全ということで、重内頭首工のところに新たに魚道を設置したりですとか、あとは基本的に北海道が管理している河川でございますので、今、重内の新橋のところの河畔林の繁茂ですとか、中州の発達の部分に関しては、北海道に対策を要望しながら、今年も維持の予算の中で、川柳の伐採ですとか、中州の一部掘削をはじめていただいているところです。そのような北海道でやっていただく部分とあと町としても、河川環境の保全に向けて、できることに取り組むという一貫の中でですね、ご承知のようにコモナイ川と言いますが、知内川のアユですとか、イワナの生息のやっぱり大きな役割を果たしている川ということではあるんですけども、上流の方にですね、JRのトンネルのところがあるんですけども、そちらの方に砂防ダムが2基、これは基本的には、当初、JRが設置したものなんですけれども、後に町に移管しているものがございます。更にその上流に2基砂防ダムが北海道の森林管理局の管理の砂防ダムがございます。今後、そちらの方に、漁業資源の回復に向けて、魚道なり、スリット入れていくような要望活動も展開を想定しているんですけども、その前段の活動と致しまして、漁業資源の生息の状況ですとか、もし砂防ダムにそのような魚が遡上できるような対策として、どのようなことが合理的で、なおかつ、川の安全と矛盾しない形で整備できるのかということに関しまして、専門業者の方に現地に入っただいて、調査を委託するという経費でございます。

それと、ホームページのことにつきましては、これまでも議会の方からいろいろなご意見をいただいて、更新したときは、それなりに職員も常に更新をしてきておりまして、例えば今もですね、いろいろなイベントに関しても、更新はしてきているところはあるんですけども、なかなかそのサイクルが追いついていないというご指摘をいただきました。新年度、相当なりリニューアルを考えているんですけども、ただ、新年度予算とかでは見えていないのですが、27年度補正の中でですね、地方版総合戦略のいろいろな展開をしていく中で、例えば空き家の部分ですとか、その中で、ホームページを少し作る予算も27年度の補正予算の中でも盛り込んでおりますので、新年度、できるだけ早期に町のホームページ、よりアクセスが増えるような形で、対応してまいりたいということで想定しておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

ホームページの部分で見ますと、大体そういう形にはなっているんですけども、ただ、うちのマップですよ、マップの中に去年も言いましたけれども、まだJR知内駅と出ていますから、3月26日に新幹線開業するわけですから、そういう誤解を与えるようなものは、やはり公共機関の中での部分では、なるべく早めに削除するのが私は本当ではないかと思うんですけども、その辺について、どうでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

ご指摘ごもっともだと思います。早急に対応するように致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですか。そのほか。1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

事業予定調べでちょっとお尋ねするんですけれども、矢越山荘グラウンド整備事業、これは内容を見ますと、駐車場用砂利敷きということで、あと階段の設置ということでありますけれども、グラウンドを全体的に駐車場に改修するというのでよろしいですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

矢越山荘のグラウンド整備事業につきまして、当初、すみません、図面の提出が漏れておりました、急遽の提出になりましたことをまず、冒頭、おわびを申し上げます。それで、只今のご指摘のとおりですね、グラウンドの場所、砂利を敷きまして、去年も10月に矢越の青年達とかがですね、いろいろなイベントを開催しています。残念ながら、当時、グラウンドにすごく水が湧いているような状況で、車がきちんと止められる状況になっていなかったということもございますので、今回、こちらに砂利をきちんと整備して、路盤をきちんと整えまして、この図面に示すような、車を止められるような状態に改修をしたいということでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

基本的にグラウンドですよ。小谷石地区のグラウンドがあと代替というのは、どこかにあるんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

運動場という意味のグラウンドということでしょうか。それではご承知のようにあの場所しかございませんので、このグラウンドのこの場所を使うということになると思います。ただ、補足して、説明をさせていただきますけれども、ここの部分ですね、設計なり、事業を計画するにあたりまして、町内会の方々と現地に同席をいただいて、どのような整備がよろしいのかということでご意見をいただきながら、町内会長のご了承をいただいた上での計画内容でございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

町内会ということ出れば、なかなか言いづらい部分がありますけれども、ただ、小谷

石地区の町民の中には、一部でグラウンドなくしていいのかと。確かに矢越山荘を建てたときから、いろいろなイベントを計画する。それで、どんどんどんどん車は入ってくる。矢越の泣き所は駐車場だと。観光にしても、何にしても。そういうお話の中で、これだけ静かな漁業の村を荒らすのかという、一度、お叱りを受けたことがあります。それだけ要するに観光だ、イベントだと、仕掛けることによって、交通渋滞招きますので、いろいろな面で、感じ方いろいろあるんでしょうけれども、それを不服として見る場合もあるんですよ、町民の一部には。まして、今回、このグラウンドを潰すといったときに、じゃあ、どこにグラウンドあるのよと。これから小谷石地区の憩いの場というのはどこなんだと。みんな高齢者も若者も子ども達も集まって、じゃあ、何もできなくなるのかと、この地区はと、そういうお話の中で、駐車場整備というのは、呼ばれてお叱りを受けた経緯があるんです。だから、町内会長というか、町内会全員で一致というのはわかります。相対論ですから。出てないでそういう意見を言うというのはまたどうなのかという自分もありましたので、出て意見を言うべきではないですかということでは言わせていただきましたけれども、ただ、お前どう思うんだというときに、自分も考えたら、どうやってもやっぱりグラウンドというのは、1つの憩いの場所というのは残すべきだろうし、ましてこれだけ広い場所というのは、小谷石地区にないんですよ。まして今これから町長のいろいろな公園だとか、遊具だとか整備かかります。小谷石地区だってそういう場所あっていいでしょう。大勢で、まして芝生で裸足で走れる。いるんでしょう、小学校の生徒も。ただ、統合して、小谷石地区から涌元に通っているというだけで、地元に戻れば、やはりそういう遊びの場も必要なわけですよ。それをどう考えますか。何もかもそういう観光イベントという感じの中で、せっかくのものを潰していくんです。これから。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

まず、グラウンドと言いますか、運動ということに関しましては、小谷石町内会で、町内会の会員の方々とあと子どもを集めた運動会を開催されています。私も同席をさせていただいておりますけれども、それは町内会館でやられていまして、それは今の町内会のあのスペースで十分、機能と言いますか、果たされているものというふうに認識しております。今の上の方のグラウンドの駐車場と言いますか、砂利を敷くということに関しまして、まず、基本的にですね、矢越山荘の活用という点で、それもこの矢越山荘なりグラウンドを駐車場一帯の整備と言いますのは、小谷石の振興ということの中で、外からいろいろな方にこの地域に入っていただいて、それは観光振興として、消費需要でここにお金を落とさせていただきたいというのも1つの目的としてはあるんですけども、いろいろな方々が小谷石のいろいろな文化だとか、状況に触れていただいて、小谷石の振興に関する応援団になっていただきたいというのが根本の思想でございます。去年もオープンのとあとに矢越山荘まつりということも開催されていますけれども、これは本当に行政主導というよりは、地元の発意でですね、町内会の皆さんが自分たちの自主的な取り組みとして、地元の食を使ったイベントを開催するですとか、それらによって、より小谷石の状況だとか、文化に触れていただきたい。小谷石の振興に関する応援団に

なっていたきたいという思想で、いろいろなイベントを開催しておりますし、あとは地域の青年もいろいろなこのイベントを開催して、大盛況だったんですけども、そちらの方も駐車場ということで、現況、今の状態ではですね、水が差し込んできておりまして、使える状態になっておりませんので、それを土という状態でのグラウンド化というよりは、町内会のご意見をいただいた上ですね、砂利を敷いて、駐車場化をしたいと。さらには、図面で明示をしておりますんですけども、上の方、水飲み場というところがあって、少しその下に小さいスペースがございます。そちらも町内会のご意見をいただいて、オートキャンプではありませんけれども、ここで少しキャンプもできるような場所にも整備していただきたいというご意見をいただいて、このような整備を計画しているところでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

関連でございます。矢越山荘のグラウンド、今、話を聞いていて、私の聞いている町内会の決して町内会長ではないですよ、町内会の方々の話、あのグラウンドを当初、グラウンド整備をするという話を聞いたときに、町内会の方々は、とうとうやってくれるのかということで非常に喜んだという話。ところが、よくよく聞いたら、駐車場にするという話になったら、この限界集落にああいう広場を取ってしまったら、我々、どうするのという話をまず、1点。それとですね、やっぱり小谷石の人達で、今まで町内会の大運動会というのは数回やってきているわけですね。やっぱり何かの機会にまたやりたいという希望の人は相当いるみたいなんです。あれを駐車場にしてしまったらどうするんだろう。砂利の道を我々、走るのかという話。これ少し考えていただきたいという町内会の小谷石の住民の方々から、逆に私は議会でひとつその辺を言ってみてくれないうかという、こういう要望を受けてきました。これをひとつ言おうと思ったら、1番委員さんから先に出ましたから、関連として質問させていただきます。それともう1つは、グラウンドをいじると同時に、奥にある消火栓を前に出していきたい。不幸にも矢越山荘に火が出たら。その火が出たところ、誰が消火栓まで走るのかと、こういう論議までしているようです。ですから、何とか前の方に、道路に近いところに持ってきていただきたい。それから、駐車場の問題については、当時、山側の方について、植樹をした。しかし、土質の関係で木が育たない、何だったらあそこを整備して駐車場にしたら、グラウンドよりもまだあそこ車のスペースは相当できるんじゃないだろうかという話もあります。含めて、そういうことでいろいろと検討をしていただきたい。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、1番委員さんと3番委員さんからご指摘をいただきました。矢越山荘前のグラウンドの整備であります。これはですね、いろいろとご意見が町内会入ってご意見をいただいているということでありますけれども、私の判断としては、町内会の一致した考え方で、先般、矢越まつりやりました。それから、若手が要するに矢越クラフトホリデーやったときに、町長、このままであったら、駐車場、うちの要するに矢越山荘というの

は、やっぱり1つの小谷石振興の拠点という形で建てていただいたものを我々は地域として要するに全面的に有効に使いたいという考え方でありました。その中で、一番要望があったのは、このぐちゃぐちゃしている、このままでおいていいんですかということでありましたので、先般もふれあい懇話会、今回、グラウンドに整備をさせていただくことにしましたと。これは議会の議決をいただかなければ、実施はできませんけれども、ただ、28年度の予算に盛り込ませていただいたという形をお話をさせていただいたときに、参加していただいた人は、ああよかったねと、ようやく手をかけてもらえるんですよということでありましたので、私はそんな意見が今、出てくるといのは、想定しておりませんでした。ですから、いろいろと何かを進める場合、これは議会の皆様方からのご指摘でありました。まず、町内会の意見として、それがきちんと理解をされているかどうか、町独自では絶対やらないでください、町内会の意見をということでもありますので、私はそれは忠実に守らせていただいているというふうに思っております。ですから、ここの部分、今、砂利を敷いて、駐車場ということになると、グラウンドがどうするという話も今ありましたけれども、先ほど政策室長が言ったように、毎年、運動会やっています。町内会館で。私も毎回、出させてもらっている。それで、1番委員さんが言う憩いの場というの、あそこに裏側にチップをずっと敷かせてもらいました。ですから、もしそこで何かをやるという場合については、私はそこでやれるのかなというふうに思っております。それと、イベントをやるときに、もちろん限られた道路スペースでありますから、交通量が多くなると、やっぱりそこに住まわれている方にきっと不便が出てくるんだらうというふうには思いますけれども、1つの小谷石、ああいう限界集落の中で、何かをやらなければならない、地域の皆様方と一緒に行政がということをおっしゃっていただいています。それと、もう1つ、矢越山荘、イベントを組んだ、そこに参加された人方が言われることは、町長、ここから津軽海峡が見れないのが一番残念ですねということも言われております。ですから、今回28年度でグラウンドの整備をさせていただきます。それと、立木の部分は、もう既に所有者も大筋確定をしておりますので、早い時期にそれを伐採をしながら、眺望も確保できればというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。それと、1番委員さん、ある町内会の方との話合いの中で、そういうご意見をいただいたということでもありますので、是非ですね、要するにこちらは何かを決める場合については、必ず町内会を通して、町内会の役員さん方といろいろとご意見を交わせてもらおう、それから、まちづくり懇談会、ふれあい懇話会等で、きちんとその辺は説明を申し上げますので、会議に出してくれるようにですね、是非、そういう意見があるのであれば、会議に出席していただいて、意見を述べていただくようにですね、私からも逆にお願いを申し上げたいというふうに思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、ここで審議中のございますけれども、休憩を取りたいと思いますが、如何ですか。それでは、1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

確かに町長からも答弁ありました。小田島室長と同じような感じの中身でありますけれども、ただ、自分的には、子どもを持つ親とすれば、やはり地域で、地元で、どう遊



べる環境をつくるか、そして、大勢で、町内会で楽しむ場所を確保するか、まず、これが一番先決になってくるわけで、ただ、駐車場といっても、知内小学校でやったような水はけのいいやり方もあるわけですよ、新たにグラウンド整備して。旧小谷石のグラウンドと比べた場合、やはり全然、地質の問題もあるだろうし、そういう面で確かに自分もそのイベントに参加させてもらって、その当時はちょっと気象の問題から、いろいろぐちゃぐちゃしていた経緯はありますよ。ありますけれども、あそこバラスを敷くことによって、全部それこそそういう運動で使うことは不可能になりますよね。じゃあ、お互いにいいように、じゃあ、どこに着地点を求めるかという、そういう工夫も大事じゃないですか。確かに町内会、会議に出て、町内会のその会議に出た中では、不服なかったのかもしれませんが、ただ、提案する側、我々が議論する側からみても、せつかく1つの場所のグラウンドをなくしてしまう議論というのは、どうなのかな。俺、教育長にちょっと意見を聞きたいくらいですよ。どうなのか。もう少しその辺をくみ取ってもらって、何とかグラウンドのままでも駐車場可能な整備をしていただきたい。それが自分の要請であります。できませんか。

◎ 委員長（敦澤良子）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

ご説明を申し上げます。一部、繰り返しになろうかと思えますけれども、そもそも今回の矢越山荘のグラウンドの整備にあたっては、町内会の方から繰り返しご説明を申し上げておりますけれども、駐車場を整備していただきたいということの要請でございました。それで、今、委員おっしゃるように、土のグラウンド状態のまま、例えば駐車場として活用云々ということも考え方としては、全くないわけではないだろう。否定することは致しませんけれども、ただ、現実的にグラウンドとしての機能を優先して考えた場合に、なかなかほとんど例えば天候にもよりますけれども、むしろ駐車場としての使い勝手は非常に悪くなるだろうと。地元の人達からの駐車場としての要請というのが一番強くあったのは、災害避難時の際に、実はどうしても高齢者が多いということの中で、車で移動しなければならない。その場合に、矢越山荘の受入れキャパも自ずから限定がある。そういう中では、例えば車の中で待機をするだとか、車で搬送するだとか、そういうふうになった場合に、どうしても高台のこの地が車の収容能力も限界がある。そういうことの中で、例えばぬかるみのグラウンドでなくて、そういう中で駐車スペースを確保していただきたいということが大前提でありました。町内会からの強い要請でありました。そういうようなこともあって、実は財源の内訳もご覧になっていただければわかるとおり、緊急防災減災事業の起債を今、想定しているということでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

先ほど町長がふれあい懇話会の話をちょっとしていました。我々は議会報告会のときでも、6人か、7人より集まりません。ふれあい懇話会で確か11人だったという話聞いていました。そのときにグラウンド整備するという話を聞いて、よかったなという話。が、しかし、よくよく後で話を聞いてみたら、駐車場だという。駐車場にするんだった

ら、上に作っていただきたい。やっぱりあそこ、何とかグラウンドの機能を残しながら、やっていただきたいというのは、本音だと思うんですよ。ただ、ふれあい懇話会で話したから、それで、事が済むというのは、町長は違うと言うかもしれない。ただ、話を聞いている中では、そういうふうに取りられるので、やはりあそこに150何名のお年寄りの方々ばかりいるんですよ。もう少しその辺を掘り下げて話を聞いていただきたい。これは要望のような形になりますが、しかし、今、町長の話の中で、1つ気になること。津軽海峡を見るのに、スギを今、伐採する了解をもらったという話しました。以前にですね、道路を迂回するのに、何とかあそこを道路付けることできませんかというときに、所有者が混雑していて、なかなか難しいという話しましたね。ところが、1人の所有者の話を知ったら、役場から一回もそういう話きていませんという話なんです。スギの伐採を許可するんだったら、道路の方も可能じゃないですか。どうなんですか、その辺。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

これはですね、毎回、機会があるごとにお話をさせていただいていますし、町内会からの要望の中で、何とか道路の幅員を拡幅していただけませんかという要望をいただいています。それで、うちの担当が調べたときにですね、なかなか要するに相続が決まっていなくて、それから、知内町にもいない、離れてしまっているという所有者がたくさんあって、本当に所有者を特定するのは面倒であるということで、これは道路の拡幅については、面倒ですよということには言わせていただいております。その状況は今も変わっておりません。それで、今、伐採というのは、ある1名の方であります。ちょうど結構、所有を持っている方でもありますので、先般、たまたま機会がありまして、お話をさせていただいたときに、うちはもし町がそういう考え方であれば、協力は致しますよということをおっしゃっていただいております。ただ、今、3番委員さんが言うように、ほかの要するに所有者に声をかけていないというのは、かけておりません。1名の方しか今かけておりません。それで、その方の了解をもらって、今、伐採をした段階で、どういう形でロケーションが確保できるか、それで、更に支障林が出てきた場合については、それは所有者に声をかけさせていただければというふうに思っています。ですから、私はすべて支障になるから、すべて伐採をするということではなくて、せつかく歴史がある要するに地域でありますので、何かのやっぱりそういうことで、植えられた木だというふうに思っていますので、簡単に切るということではなくて、できるだけ残しながら、支障木だけせん定をさせていただいて、伐採ができればということでもありますので、ご理解いただければというふうに思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3番（松井盛泰）

その辺はわかりました。ただ、道路の部分については、関係者の方々、または、町内会のある人の話の中では、姻戚関係の人達に話をすることができますと。何とか迂回路を作るために、町内会もひとつ骨を折りたいので、町の方であくまでも図面だけで処理しないで、町内会に話を持ってきてもらいたいという話もございますので、その辺、十

分に検討をしていただきたい。

それから、先ほど消火栓の話しました。どういうふうになるのか、答弁まだいただいております。

◎ 委員長（敦澤良子）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

3番委員さんのお尋ねであります消火栓の移設の関係、説明漏れておりましたので、改めてご説明を申し上げたいというふうに思います。消火栓の関係については、委員ご指摘のとおり、少し奥手の方に整備しているということで、使い勝手ということからいくと、必ずしも十分かどうかということは、我々も実のところは感じております。それで、もう既に整備済みではありますけれども、今、建設水道課の方で、ちょっと消防の方とも協議した中で、消防の方でも実はこの新たな矢越山荘を建設した段階で、消火栓云々というのは、現状ということの考え方の中で整備をしているということもありましたので、今、例えばそれを移設する場合に、水道管の引き込みを含めて、どうなるのか、こうなるのかということ、これは建設水道課と消防の方で少し詰めさせながら、今後、どういう対応をすればいいのかということをし少し時間をいただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、休憩を取りたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、これから休憩に入りますので、再開は11時10分再開にします。

（ 休憩 午前10時55分 ）

（ 再開 午前11時10分 ）

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、休憩を取り消しまして、再開を致します。

2款の総務費の質疑を続行致しますので、質疑ございませんか。

6番委員。

◎ 6 番（五十嵐捷爾）

私の方から1点お願いがあります。グラウンドの件なんですけれども、1番さんと3番さんが危惧しています。私もグラウンドか、駐車場か悩むところなんですけれども、折衷案みたいなやつできないか、よく考えてほしいと思います。グラウンドでも使える、また、駐車場でも使えるという方法で対処いただければ、とってもありがたいと思います。答えをお願いします。

◎ 委員長（敦澤良子）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

ご説明申し上げます。先ほど来、言っておりますとおり、グラウンドということの活用というご意見も確かに委員さんからいただいているところでありますけれども、私どもとしては、今回、予算計上にあたって、実は地元町内会の方としっかり話し合いをしながら、さらには、確かに先ほど来、言っておりますとおり、昨年あたり、地元町内会がいろいろな事業展開をして、外からの人達をお迎えする、その際に、駐車場が手狭だと

ということも一方ではありますけれども、それよりも何よりも、矢越山荘を避難施設として考えた場合、更に高齢化の状況を鑑みた場合に、どうしても車での移動を優先して考えなければならない。その際に、駐車スペースがない。さらには、建物の中での収容能力を考えた場合、車での避難ということも想定しなければならない。そのときには、どうしても矢越山荘という施設の近くに駐車場をしっかりと整備してほしいという要望が実は強く出されております。それで、先ほども議論の中で、然らば、山荘の上の方に駐車場を整備云々というご意見もありましたけれども、やはりあれだけのスペースを確保できるというのは、今のグラウンドスペースということになるのかというふうに思っておりますので、この点については、我々としては、現状の考え方の中で、この事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎ 委員長（敦澤良子）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前 11 時 11 分 ）

（ 再開 午前 11 時 12 分 ）

それでは、休憩を取り消しまして、再開します。

2 款総務費の質疑。7 番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

同じ自治振興費の部分で、今回、需用費で防犯灯関係で、電気料からはじめ移設を含めて 1, 340 万円ほど予算計上されています。実績報告書を見ましても、1, 100 万円ほどの部分、電気料関係ではかかっていますけれども、これはですね、やはり毎年、このくらいの金額がかかっているものですから、私もいろいろな町内会をぐるっと回って歩いていまして、国道、道道、そして、町道の部分、防犯灯とかそういうものを見て歩いているんですけれども、何かうちの町としては、そういう道路沿いに対する防犯灯の設置の仕方、何かばらばらで、せつかく街路灯、防犯灯という名前の部分ではですね、やはり歩道とか、道路を照らすという形では、ちょっと余りにも暗かったりとか、変な形で離れてしまって、機能的にちょっと低いのかなと思うんですけれども、その辺、まずですね、全体的なできれば私はそういう防犯灯とか、金額がこれだけの毎年 1 千万円以上の金額がかかるものですから、全体的にそういうものを見直して、うちの町としてのきちんとした形で明るさを確保するためのものはできないのか、まず、その辺、考え方、1 点お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

7 番さん、ページ数言ってください。防犯灯のことだけでも。

◎ 7 番（谷口康之）

110 ページ、自治振興費で。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。防犯灯の関係でございますが、町内の防犯灯、ご存じのとおり、ステンドグラス風ということで、全町内会一斉に何十年か前に整備をさせていただきました。ただ、中にはどうしても光量、明かりが取れないということで、町内会からの要望

もありまして、何年か前から計画的に今LEDの方に更新をしているところでありまして。それで、この平成28年度の予算の中にも、計画的に更新する部分が入っております。2つくらいの町内会の分が入っております。そういうことで、古くなってきて、どうしても器具自体だめなものもありますので、そういうものについては、計画的にLEDの方に更新をして、最終的には、すべてLEDによる防犯灯になろうかというふうにして思っております。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

それは見てわかるんです。ただ、私の言いたいのは、やはり歩道なり、国道、町道、道道の部分で、やはりせっかくそういう明かりを付けるのであれば、今の現状を見ますと、いろいろな形で見ますと、やはり道路から結構離れているような部分があるんですよ、今まで既存の部分に付けるものですから。やっぱりああいうものであれば、せっかく同じような形で付けて、同じような電気代を払ってですね、やはりそういうことでやれば、やっぱり歩道をきちんと照らすとか、国道、歩道とか、きちんと照らすような形で、道路際とかで建ててもらうのが一番いいんだろうけれども、私、見て歩いていて、やっぱり元町の大橋のところから右側の旧小学校に行く道路は、あれは本当にきちんとオレンジ色ですけれども、両方ともきれいに照らしているなど思ったんですけれども、でも、あとほかの町内会とかいろいろな形で見えますと、やはり今、言いましたように、やっぱり道路から離れている部分とかも凹凸があるものですから、その辺のことをきちんと土地の所有者とか、道路用地いろいろな形があるんですけれども、その辺のことをもう少し全体的な形で見直してやれないのかなということで、今、意見を申し上げたんですけれども、どうでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。確かにご指摘のとおり、国道、それから、道道沿いの防犯灯については、道路敷地内には入れることができないものですから、どうしても道路敷地を外れたところに設置をしますので、ちょっと歩道から遠くなっているところもあると思います。27年度で上雷地区、国道ぶち、従来、歩道と反対側に設置されていて、それも町内会要望で、今回、歩道側に設置をしたのですが、どうしても国道敷地があって、それを外れたところじゃないと許可が出ないものですから、そういう形もありますので、ご理解をいただければと思います。それで、町道関係については、極力、歩道近くということで設置をしていきたいということで考えております。それから、中には距離がありすぎて、暗いんですよというのがありますけれども、その辺は町内会からの要望だとか、町内会と協議をしながら、新設なんかもしておりますし、今回も28年度の中にもそういう関係で新設箇所も何箇所か含まれてございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

防犯灯についてはわかりましたけれども、その下ですね、委託費のふるさと納税の推進事業委託で102万円ほどあるんですけれども、これはどのような事業の内容なのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

110ページの委託料、ふるさと納税推進事業委託費として102万円の計上の中身でございます。これまで平成27年度の実績見込みと致しましては、実績報告資料の総務の見だし1の13ページに記載しておりますとおり、330万円ほど、27年度の実績見込みとして想定してございます。28年度の予算、歳入に関わることなんですけれども、当初予算で300万円を600万円と倍増とするような少し挑戦的な数字を計画しているんですけれども、今、想定しておりますのは、これまですべて町のこちらの担当ですね、紙ベースのパンフレットを請求の方に、中身は町のインターネットでPRしておりますので、それを見て申し込む方が大変多いんですけれども、新年度からは、インターネットの方に移行しようと考えております。昨年何月かにですね、八雲町ですか、鹿部町がインターネットでのふるさと納税に切り替えたことによって、利用者が増えているという新聞報道もございました。町もですね、そのようなインターネットサイトでふるさと納税事業を新年度からやっということとございまして、今、先ほどご説明をした600万円の収入のうち、17%を委託料として、結果、102万円の委託ということとございまして、この委託によりまして、これまでいただいたふるさと納税の半分程度をお返しとして、残りは教育振興基金への積立てということだったんですけれども、返礼の部分は大きく変わるものではないのですが、この委託で102万円を支出することによって、基金への積立ての部分が若干減っていくのかなと。ただ、現実、今、相当数の件数をいただいております、担当のですね、事務量も相当増えています。この委託によりまして、受付から返戻品の発送まで、すべてそのサイトの会社で事務的に基本的に行っていただけると。町に残った事務は、ふるさと納税をしていただいた方の証明を発行する事務だけということですので、相当、事務負担の軽減もなりますし、サイトへの移行によって、これまでの300万円が倍増というのは少しどうかということもあったんですけれども、相当数利用いただく件数が増えるのではないかなということ、このような計上をしているものでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

これはそしたら委託をするということは、民間業者ということと理解してよろしいのでしょうか。それで、17%の部分なんですけれども、これが今、課長言いましたように、倍増して600万円とかになって、それがもっとも増えた場合の部分ですね、やはりふるさと納税の部分、金額的なボリュームがどんどん増えた場合もこの17%はあくまでもこれで固定で、それ以上のことは、契約ではそれ以上はないということと理解してよろしいのでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

インターネットサイトの運営会社は、あくまでも今、ご指摘のとおり、民間の会社でございます。そちらの方に委託ということなんですけれども、そちらの方ですね、いただいたふるさと納税の額の17%というルールは、知内町だけではなくて、すべてのサイトで使っている町の固定の率ということですので、今後、このサイト運営によりまして、例えばふるさと納税が600万円を超えるようなことになると、17%一律にかかっていきますので、状況をみながら、大変そうならば逆に喜ばしいことなんですけれども、追加の補正をさせていただくことも発生すると思われれます。よろしくお願ひします。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

まず、今、ふるさと納税の話で、以前にも私のお願いをしていた部分がございます。昨年度、330万円入りましてですね、ずっとこれいろいろと調べてみますと、要は経理の仕方なんです。以前にもふるさと納税の基金勘定というか、基金を作っていたきたいという話もしたことがあります。今、ここでいけば、ふるさと納税入ればですね、寄附金で1回受けて、歳出のところを見れば、この総務の自治振興費、さらには、教育費を見なかったら、歳出の出どころがわからない。今年の予算を見ればですね、600万円の寄附を見込んでいて、教育振興基金に178万円積立てをしますよ、あとの122万円というのは、どこなんだろう。さらには、600万円の300万円については、商品と送料を含めて300万円。あちこち見なければだめなんです。それで、ほかの町の方にちょっと2箇所ほど聞いてみたんですね。そうすれば、寄附金で受けるのは、寄附金で受けるけれども、ふるさと納税基金という名称はいろいろあるみたい、ふるさと納税基金という、そういう項目を設けながらですね、さらには、総務のところの項の中に1項目設けてやっているというんですね。ですから、出る分については、返礼はなんぼ、送料はなんぼですとか、今、言ったそのインターネットのサイト料についてもなんぼと、こういう形で1つの項目を見ることによって、すべてわかってくるというような状況にできないものかどうかと、これが1点。

更にそれから、先ほど質問しようかなと思ったら先にやられてしまったので、電気料の関係なんです。今、これ総務の部分だけちょっと調べてみたのですが、新電電に安い料金を契約すれば、当然、電気料全体の予算が安くなってこなければならぬ。簡単に言えば、6%くらい安くならなければならぬ。それで、去年の予算を見ますと、当初予算382万4千円、9月25日の補正でもって、296万6千円と、全部で679万円の総務の関係だけです。あつたものが、今回、総務を見れば、逆に大した金額ではないけれども、717万7千円と増えている。これは一体どうなのか、どういうふうに理解したらいいのかな。これ全体に調べてみたら、先ほど7番議員言われたように、いろいろな防犯灯から何から全部関係してくるんだらうと思ひますけれども、その辺が新電電に移行することによって、この28年の新年度予算にどういう形で反映されたか。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

前段、ふるさと納税のことにつきまして、ご説明を申し上げます。ご承知のように、知内町のふるさと納税制度ですね、当初は一切返礼をしない、ただだけのふるさと納税制度として始まりました。寄附金の趣旨と致しましては、町の時代を担う青少年達の文化スポーツ交流の活動を寄附金によって支援をしていきたい。ついては、いただいた寄附金は、100%文化・スポーツ基金に積み立てるという構造でスタートしてきたものでございます。それは委員もご承知だと思います。ただ、いろいろな他町でですね、返礼制度によって、ふるさと納税の寄附金が相当増えているということもございまして、せっかく町にカキですとか、ニラですとか、おいしい特産品、三洋食品も含めながら、いっぱいある中で、それも一部返礼に使いながら、町の特産品をPRしながら、更に残りは基金にもという、少し欲張った制度運営をしてきたわけでございます。今、ご指摘のありました歳入予算としては600万円当初は計上してございます。110ページの特産品の購入費として240万円、更にその役務費として、発送の部分600万円と、先ほどご説明を致しました102万円、更に残りの部分、教育委員会の基金と致しまして、178万円の積立予算を持ってございます。すみません、20万円が不突合となっておりますけれども、すみません、明示していないんですけれども、この事業にかかる消耗品として一部20万円ということ、この消耗品の75万円の中で想定してございまして、トータル600万円ということにしています。ただ、今、ご指摘ありましたようにですね、いろいろな予算の方に支出が分散して、歳入の600万円がどういうふうに対応しているかというのが見えづらいというご指摘は、そのとおりだと思います。ただ、これまでの寄附金の考え方として、やはりふるさと納税した方も、町の特産品をいただきたいという思いもありながらも、町の知内町の子ども達の育成に関する支援をしたいという意志を持つての半額相当はそのような寄附金もという意思で、寄附もいただいていると思われまので、基本的な構造というのは、今しばらくこれでよろしいのかなということもあるんですけれども、ご指摘のありましたわかりづらいという部分はですね、説明資料などで、例えば歳入がいくらで、対応する歳出として、どの款でどのような金額で整理されているというようなことを明示するような説明資料を今後、提出することによって、ご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎ 委員長（敦澤良子）

電気料の方。総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。新電力への切替えの関係でございまして、平成27年度から契約をして、新しい電力を購入してございます。それで、単価契約でございまして、従前の購入よりも、単価で約6%程度安い契約をしておりますので、実績としては、すべての電気料ではなくて、11の施設分について契約をいたしましたので、その26年度ベースで約2,300万円くらいの電気料がありますので、それからいくと、約140万円程度は経費削減になったということで、こちらでは抑えておりますが、ただ、実際、27年度電気料が上がったものですから、したがって、その辺が見えてこないような形になってございます。それで、平成28年度の電気料については、この総務費の中に役



場庁舎の方からプールと学童施設の電気がいっているものですから、その複合施設にかかる電気料、総務費の中で持ってございますので、その分で若干、伸びているという形になってございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

電気については理解をしましたが、ふるさと納税について、何もその制度を変えようという考え方がないというのは、非常に残念に思ひますが、要は説明資料を付けてということではなくて、我々は1つのこの予算書の項目の中ですべて判断をしていくわけですよね。だから、何とかそういうような形で改善をしていただきたいと、要望のような形になりますけれども、考えていただきたい。そこでですね、確か町の顕彰条例の中で、高額寄附者については、善行表彰というのがあるんですね。あれ確か50万円以上ではなかったですか。100万円か。勘違いです。インターネットサイトでやるときに、返品として100万円以上については、こういう制度がございます。表彰状もお渡ししますということも入れたら来ませんか、やってみたらどうですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

誰が答えてくれますか。政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

先ほどの平成27年度のふるさと納税の部分の資料の中で、1件50万円という寄附をいただいた方がいらっしゃいました。町の出身の方で、釧路の方にお住まいの方から少し大きな金額をいただいております。顕彰条例で表彰をするのは、規定の中で100万円以上をいただいた場合ということなんですけれども、今のご意見のとおりですね、ある程度、大きな納税をいただいた場合には、そのような町から別途の感謝の制度もございましてということ、サイトの中で記載は十分可能だと思ひますので、検討させていただきます。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

表彰状を作るときに、道南スギをPRしてしましてですね、木工会で道南スギで表彰状ありますから、額も全部、道南スギの表彰状を進呈しますということで、1項目入れれば、結構、ファンが増えると思ひます。参考まで。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほかございせんか。8番委員。

◎ 8 番（吉田峰一）

先ほどの7番議員と3番議員と関連するんですけれども、電気料の件、110ページになりますけれども、先ほど課長さん方からいろいろな説明がございましたけれども、防犯灯の電気料というのは、どんな形でまず、電気料を査定するんでしょうかという、まず、1点。それから、13町内会、全部の電気が実績で26年度が1,178灯、そして、27年については、1,200灯という形で、22灯増えているということでございまして。それで、いろいろな先ほどから出た質問の中からも今年は一切何灯増えるの

か、何灯になるのかというこの予算に対してのまず、灯数でございます。それから、その中で、電気料節減のためのLED化になるのには、全体で何%くらいあるのかということです。それと、なぜ、そんなことを聞くかとなると、実績を見ますと、26年度の1棟あたりの単価でございますけれども、5,780円という数字になっています。それから、27年に対しては、6,236円ということで、徐々に先ほどから電気料が上がったもろもろがありまして、単価が上がってきているということで、電気料上がってくることはわかるんですけども、概ね今年の予算を単純に割り切ると、前回の前年度の灯数で割りますと、単純に電気料は920万円を1,200で割ると、約1千円高の7,660円くらいになるという私の計算になっていますので、その辺がわかればちょっとご説明をしていただきたいと思いますので。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。110ページの街路灯、防犯灯の関係です。まず、電気料なのですが、通常の建物の電気料は、使った使用料で、基本料金と使った量に応じて単価かけていくという請求になっていますが、防犯灯については、規格に応じて1本いくらという料金で、月1本いくらという料金で積算になっています。それと、増えたのはですね、本数が増えていますのは、先ほどもちょっと説明の中で言いましたが、町内会要望等もあって、足りない箇所、この部分、今までなかったんだけど、防犯上問題があるので、新設をしていただけないかというものとか、あとは移替えのときに新たに増えた箇所だとかというものもありますので、結果的に本数増えてございます。それから、28年度につきましても、先ほど言いましたように、町内会要望等もありまして、増える分が42箇所あるそうです。以上でよろしいでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

8番委員。

◎ 8番（吉田峰一）

LEDの設置率、それから、単純に今、計算されている42個増えるということですね、そのあたりの単価的なことをちょっと割っていただいて、その件に付いているLED効果と現状付いている電気、LEDにすると電気料が安くなるんだよというような話で工事を進めていくと同時に、明るさ、防犯灯における効果率が少ないんだという形で、明るい電気にしましょうという形でやっていると。その辺の総合性を見てね、例えばその電気料というのは、先ほど言った27年度については、電気料上がっていますよ、また新しい新電気を使うと、電気料が約2,300万円安くなるよというような話も出ているので、その辺から見ると、当然ながらLED将来的には全部LEDにしていくんだという形なものですからね、今年の今、単純に悪いですけども、今9,200万円をその42灯を足した分で単純に計算したら、電気料というのは実績よりも上がるんですか。この辺をお願いしたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。先ほど言いましたように、設置箇所、28年度ちょっと増えますので、それからいきますと、電気料は上がる計算になります。それと、LEDと普通の白熱球だとか、水銀灯の料金単価については、ちょっと後ほど調べさせて御報告をさせていただきたいと思えます。防犯灯につきましては、先ほども言ったように、1箇所いくらということで、規格に応じて料金決まっております。後ほどその辺は調べて御報告したいと思えます。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですね。6番委員。

◎ 6 番（五十嵐捷爾）

111ページですね、町制施行50周年記念の撮影ということで、委託料、これはね、大変すばらしいことだと思います。ただ、今までもこういう撮影はやってきたはずなんですけれども、一般の町民に目に入る機会は少ないんですね。何かのイベントだとか、郷土資料館のイベントしか見ることはできないんですよ。そういった場合、やっぱり個人でもよく見たいなという人がいると思うので、これからDVD化して、希望者に販売すると、撮影した記念の委託料やっているでしょう、記念撮影したときの映像をDVD化して、そして、一般の人に販売をすると、希望販売、ということ何か考えられませんか。お願いします。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

町の記念映像につきましては、ご承知のように、来年、平成29年10月が町制施行の50周年を迎えますので、平成27年度から3か年専門業者に委託を致しまして、町のいろいろな場面、特徴的な場面の撮影を平成27年度も実施してきたところです。特に今後なんですけれども、先日のカキニラ祭りもそうなんですけれども、この3月26日の新幹線の開業という部分もこの撮影の中に含めるということで想定しておりますし、この28年度の中では、また来年もいろいろな特徴的なイベントもそうなんですけれども、カキですとか、ニラとか、特産品の生産の場面だとか、いろいろな町民の方々の生産の状況ですとか、普段の生活も含めてですね、3年間で町の記念映像を整理しようと考えております。それが作成されたあかつきにはですね、成果品と致しましては、当然、町はいただくんですけれども、今、ご指摘のようなDVD化をして、町民の方々に頒布するというのも当然、想定しておりますし、以前、町制施行10周年だったでしょうか、明日に向かってという16ミリフィルムで撮影をした記念映像もございまして。それも途中なんですけれども、すみません、何年だったか今すぐ思い出せないんですけれども、DVD化を致しまして、各町内会の方ですとか、町民の方々に頒布をしてきているということもございまして、同様にですね、次の50周年の記念映像もそのような対応をしてまいりたいと考えています。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほかございせんか。9番委員。

◎ 9 番（森永 勉）

固定資産税のことで、ちょっと若干お伺いします。今、固定資産税の評価、大体3年

に1回くらい評価替えしていると思うのですが、その中で、空き家対策にもちょっと関連するのですが、住居を供にしている宅地と、あるいは、また作業所等々、住居から離れた場合の宅地の評価、それと、完全なる遊休宅地といったら失礼になるのですが、これは1000分の14ですよ、この軽減されている宅地を通常の1000分の14の宅地、これは評価替えの時点では、どんな動きをしているのか、まず、1点お伺いします。

それとですね、空き家対策の空き家という定義を前にもちょっとほかの件で出ていたんですが、きちんと説明をしていただければなと思っています。合わせてまた、今の2つの宅地、住居を供にしている宅地とほかの宅地のこの定義もきちんと説明をしていただければと思っています。条例にあるんだろうと思いますが、探せなかったものですから。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。固定資産税の宅地の課税の方法なんですけれども、原則は地目に応じた課税なんですけれども、現況に応じてそこに住宅が建っていれば、居住用住宅ということで、おっしゃるとおり、軽減、評価額はそのままですが、課税するときに軽減をして、課税をするという形になってございます。それで、それは住宅新築をしたとかなったときに、こちらの方で調査をして、本人からも申入れを受けて、そういう課税をしていきますので、3年ごとの評価替えのときに、特に何かそれが変更になるとかというのはございません。

それと、空き家の関係でございすけれども、固定資産税の課税でいう空き家は、住宅として建っていて、たまたま誰も住んでいなくて、今、空き家だよというものであれば、それは居住用の住宅ということで、固定資産税の軽減をした課税になってございます。ただ、近年、いろいろ問題があった国の方も制度が変わってきまして、状況に応じては、屋根だとか、外壁だとかの損傷状況、状況に応じては、それは居住用の住宅として認定すべきではないという見直しの方法にきていますので、そういう判断をされた場合には、居住用の住宅の敷地だよという軽減は解除されることにもなります。というのは、税の軽減があるために、空き家なんだけれども解体しないで、そのままにしているということも考えられるということで、今回、そんな制度改正になったというふうにして聞いております。

◎ 委員長（敦澤良子）

9番委員。

◎ 9 番（森永 勉）

知内で空き家100個という推定をしていますよね。前に資料にもいただきましたが。この中で、今、課長が説明されたような居住にできますという解釈の住宅という理解をしてよろしいんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

前に政策室の方で調査したものにつきましては、賃貸できるかどうかは別として、とにかく居住はできるという、外見から判断して、居住はできるけれども、今、現在、住んでいないということを町内会からの協力もいただきながら整理したものですので、それは外見、外から見ただけの話ですけれども、居住できるという判断をしているところです。ただ、今年度、28年度の予算で新たにその辺、また再度、データベース化するというので今、調査することとしておりますので、ご了承願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

9番委員。

◎ 9 番（森永 勉）

もう1つ、空き家でない部分の宅地と宅地であっても建物が無いと、居住に用していない宅地、これは1000分の14と軽減税率と分かりますよね、この定義がちょっと理解できないんです。例えば住宅から何m離れたところに作業所がありますとか、事業所がありますとか、それから、誰かから賃貸をして事業所がここにあります、そしたら、その人には課税がいきますが、1000分の14でいくのか、軽減税率でいくのか、その辺、きちんと名前言ったら失礼だからだめかな、ある水産加工場がありましたよと、これが例えば森永の所有地ですよといった場合には、森永には1000分の14の課税がくるわけですよね。その辺のどこに線を引いたらいいのかというのが、ちょっと理解ができないのですが。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。住宅があって、底地があります。その場合に、その住宅1戸につき200㎡までは、通常は1000分の14の課税なのですが、この部分については、6分の1の課税をします。それから、これを超えるまだ面積、面積がまだ大きくて、200㎡を超える面積については、住宅の床面積のなんぼまでの倍率分は、3分の1、床面積の最大何倍までの面積分が3分の1ですよ。宅地まだ多く持っていて、それ以上の部分は、通常の課税ですよという軽減になっています。固定資産税の場合、ということでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

わかりましたか。そのほかございませんか。2款ですよ。7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

113ページのマイクロバスの運営で、これは予算というよりも、今回、我々、議会報告会である町内会を回ったときにですね、ある町内会の方からマイクロバスを借りるのに、なかなか我々が借りたいときに借りられないというようなことで、何とかならないものなんですかということと言われたんですけども、町としても前もこの問題で議論したときには、やっぱり運転手の確保だとか、それから、先にある程度、声かかっているときには、やっぱり優先順位が決まっているんだよということでも答弁をもらった経緯があるんですけども、ただ、やっぱりマイクロバスの場合、福祉バスの場合、これもやはり繁忙期と暇なとき、今、実績の部分を見ますと、4月とか11月、12月とか、冬期間はそんなに少ないんですけども、やっぱり5月から10月頃までは、か

なりの使用日数、使用回数とかかなり上がってしまうので、その辺について、何とかそういう形で要望を満たしてやるようなことはまず、できないのかなと思うんですけども、どうでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。福祉バス、町の福祉バスなのですが、どうしても利用する団体が各町内会の老人クラブさんだとか、女性部の方々が中心になってございます。それで、利用する時期についても、大体、期間が集中して、やっぱり冬期間は雪もあるということで、あまり申込みはございません。ですから、どうしても集中するものですから、町とすれば、優先順位、申込み順に応じて利用させていただくしかないのかなということ、極力、申込みを受けたときには、この日はだめですけども、こういうところは空いていますよということでは対応はしているんですけども、そうですね、何せ1台しかないので、申込み順でさせていただくしかないのかなと思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番。

◎ 7 番（谷口康之）

なかなかそれで苦しいんだろうなと思うんですけども、ただ、その町内会の方々が言うにはですね、やはり何かもう先に使いときに、何か月も前にもばばばっと先に抑えられてしまっているというようなことも言われてたんですよ。だから、そういうことでいえば、そういう年間の計画で抑えている部分もあるかもしれませんが、その辺について、月々ということではなくて、ずっと前から抑えているというような形で、ちょっとそれなら不公平ではないんですかなというようなことも伺った経緯があるんですけども、その辺、どうなんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明申し上げます。中にはですね、前の年に翌年度の事業がもう決まっていて、研修会だとか、女性団体の研修会だとか、事業が決まっていて、ですから、結構、早くに申し込みいただく方もおります。うちの方、特に申込みは使う前の何か月か前と特に決めているわけではないですから、ですから、1年前であっても、もう日程が決まっていれば、申込みをいただいて、そこには入れていますので、そういうことでご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、2款ございませんか。7番。

◎ 7 番（谷口康之）

115ページの部分でもよろしいんでしょうかね。地域創生推進室の部分でよろしいですか。そしたら、許可をもらいましたので。この中で、備品購入費で、トラベルイヤホン一式となっていますけれども、この目的は、どのような形で使用するための購入な

のか、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

ご説明致します。この備品購入につきましては、昨年、11月にですね、知内版体験教育型プログラムという形で、体験ツアーというものをですね、実施したところでございます。その中で、この事業はですね、28年度も回数何回というのをまだ決めていませんけれども、実施したいというふうに考えております。その中で、アンケートを取ったときにですね、ツアーの実施アンケートを取ったときに、できればそういう説明とかを聞く場合、現地で説明をする場合だとか、工場で説明をする場合だとか、いろいろなバージョンがあるんですけども、やはりどうしてもハンドマイクだったらですね、聞きづらいとか、そういうようなこともございましたので、可能であればですね、そういうものをトラベルイヤホンでですね、直接耳にイヤホンをあててもらって、その案内する人がしゃべったものがですね、直接ツアーに参加した方にですね、耳に届くようにということでですね、こういうトラベルイヤホンを購入したいというふうに考えているところでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

わかりましたか。7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

台数的には、何台用意する予定になっているんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長（島津泰博）

ご説明致します。ツアーについてはですね、大体、中型バス1台くらいですね、人数を想定しているところです。今回ですね、積算上は大体30名程度を想定していますので、予備機も入れてですね、30数台、2、3台ですか、そのくらいの購入を予定しているところでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですか。それでは、総務費の2款ですね、質疑がないようでございますので、7款に入る前に、昼食のため休憩を取りたいと思います。よろしく申し上げます。

再開は、午後1時ということになりますので、よろしく申し上げます。

（ 休憩 午前11時45分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 委員長（敦澤良子）

それで、休憩以前に引き続きまして、再開を致します。

総務費の7款商工費、1項4目公園管理費の質疑を行います。予算書の168ページでございます。

質疑ございませんか。質疑よろしいですね。それでは、質疑を終わります。

次に8款土木費、4項1目住宅管理費の質疑を行います。予算書の178ページ、質疑ございませんか。

7番。

◎ 7 番 (谷口康之)

住宅管理費というよりも、前、建設課長にもちょっと住宅の部分でお聞きした経緯があるんですけども、団地の部分ですね、やはり前、我々、議会報告会で行きましたら、ある町内会の方で、団地の共用の部分ですね、電気の交換だとか、そういうことがちょっとなかなか自分たちの部分でやれる範囲とやれない範囲があるんですよということをお伺いしたもので、その辺について、前、課長にちょっとお伺いをしましたら、私もちょっと知識不足で、共用部分での団地に入っている方が、自分たちでお金を出して、備品とか管理する部分があるということをお伺いしたもので、それが初めてわかったものから、ただ、その部分で、ある町内会といいますか、住宅がある部分ですね、やはり団地の入っている方がですね、具体的にいいますと、班長さんとかがいろいろな部分で、当番で回るものから、若い方であればいいんでしょうけれども、高齢者の方だとか、女性の方ですね、そういう班長になったときに、たまたまそういうときに共用部分の電灯がきれたとか、電球がきれたとかなったら、それがなかなか自分たちで交換するというのが大変難しい部分があるということ、前、建設課長にちょっとその辺、何とか対応できないのかということ、お伺いした経緯があるんですけども、その辺について、何かきちんとした形で、役場の方でも対応できる形で、住民との話し合いでできないのか、まず、その辺お伺いしたいと思います。

◎ 委員長 (敦澤良子)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (手塚恵一)

ご説明致します。共用部分の管理の関係なのですが、議員さんおっしゃるとおり、共用の玄関だとか、通路だとか、蛍光灯、照明器具きれた場合に、在庫置いてありますので、それを取り替えてくださいということで、入居するときにはお願いをしているのですが、そういうこともしなければならぬですよとお願いしているのですが、それは簡単なちょっと踏み台があれば、交換できるような高さのものなんですけれども、中には相当高いようなところもありますので、そんなものは、町の方から業者さんをお願いをして交換するような形では今後、進めていきたい、今もやっちはいるんですけど、ですから、今現在お願いをしているのは、ちょっと踏み台だとか、ちょっと低い脚立の上でできる程度なんですけれども、今おっしゃるとおり、班長さんが高齢の方とかになる場合もあるんですけども、その辺は、住んでいる方でちょっと話し合っただけであればいいのかな、その辺、こちらの担当の方から、また居住者の方にその辺はお願いをしていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎ 委員長 (敦澤良子)

7番委員。

◎ 7 番 (谷口康之)

今の課長でわかるんですけども、ただ、そのときは建設課長さんにもちょっとお伺いしたら、入居者の部分にちゃんとそういうものを書いてあるとは言われたんです。ただ、今回、議会報告会に行ったときも、住民の方々ははっきり言ってそういう細かいと



ころまで読んでないのか、理解していないような部分があったものですから、何でそういうことなんですかということ逆をこっちの方で聞かれた部分があるものですから、そういう部分で、やはりもう少しですね、きめ細かいそういう形で利用者の方にきちんとすべての方にある程度、わかるような形で、もう1回ちょっとそういう伝達の方法だとかをお知らせするような形でとってほしいなと思います。ある方が実際、高齢者の方なんですけれども、自分でそういう電灯とかをきれた部分を自分でバスとかそういう形でこっちの方まで出てきて、それを買ってまた戻って、自分で交換したというようなことも言われた経緯があるものですから、そういう部分で、今、課長の説明でありますと、用意しているということなんでしょうけれども、実際にその方は、自分でお金を出して買ってきたと、個人で付けたという方もいるものですから、それは私はちょっとおかしいんじゃないですかということも言った経緯があるんですが、その辺について、もう一度、きちんとその利用している方々に、もう少しきめ細かい説明というものを私は必要になのかなと思うんですけれども、その辺、どうでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。住民の方々にその辺が周知になっていないということであれば、再度、こちらの方で文書なりを作って、各戸に配付をして、その辺、周知をしてまいりたいと思います。それと、購入については、先ほど言いましたように、共用費っていただいていますので、その中で用意して、備品として置いておりますので、その辺もまた詳しく周知していきたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

質疑ございませんね。それでは、9款消防費の質疑を行います。予算書の179から180ページでございます。質疑ございませんか。179から180です。

（「なし」の声あり）

なしですね。それでは、次に12款公債費の質疑を行います。予算書の212から213ページまでを伺います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、次にいきます。次に13款職員等給与費の質疑を行います。予算書214から215ページまで、質疑を承ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

なしということでございます。次に14款予備費の質疑を行います。予算書の216ページでございます。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようです。総務企画課の質疑を終わります。

ここで、説明員を入れ替えたいと思います。暫時休憩します。

（ 休憩 午後 1時09分 ）

（ 再開 午後 1時11分 ）

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、生活福祉課関係に入ります。3款、民生費の質疑を行います。予算書の1

27から138ページ。質疑ございませんか。

7番委員。

◎ 7 番 (谷口康之)

127ページの今回、負担金並びに補助金の部分で、年金生活者の支援臨時福祉給付金ということで、今回、2,200万円予算を取ってありますけれども、これ国の方からのあれでやっている部分だと思うんですけれども、確か国の方では、1人3万円だと思うんですけれども、その点で見ますと、うちの場合は、この2,200万円であれば、約740人の方々ということになると思いますけれども、その辺で、国の方では支給を早めにやりなさいということなんですけれども、予定としては、うちの町の場合は、どのくらいの日までにこれを支給する考えであるのか、まず、1点、お知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長 (敦澤良子)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (松崎輝幸)

ご説明致します。今、7番委員さん言ったとおり、3万円の支給でございます。それで、対象者が今、740人ということで、これは去年やった臨時福祉金のそれを対象ということですので、740名ということの人数になっております。予定の支給ですけれども、議会の議決後ですね、準備4月に入りまして、できれば、5月の連休過ぎあたりまでには処理をしたいと、そういうふうに考えております。

◎ 委員長 (敦澤良子)

よろしいですか。あと、ございませんか。1番委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

ちょっと事業調べでお尋ねします。保育料の軽減事業でありますけれども、これを見ますと、利用者の負担軽減ということで、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等に入所する場合ということでありますけれども、これは確認でありますけれども、あくまでも就学前、つまり小学校に入学する前の子どもが2人目からということですか。それでいいですか。

◎ 委員長 (敦澤良子)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (松崎輝幸)

ご説明致します。予定事業調べの部分で、新規分の2人目以降の入所無料ということになっていきますけれども、これはあくまでも、保育所に入所している順番でですね、その入っている部分で2人目は無料ということです。2人入った場合です。

◎ 委員長 (敦澤良子)

1番委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

今、なかなか6歳以下の中で、例えば保育所入園するためには、6歳いけば、5歳、4歳、3歳、2歳あるんでしょうけれども、今、2人目の子どもというのは、結構、世代が空いているという状況にもあります。そういう意味では、同一世帯の中で2人目の子どもがという、入所じゃなくてね、そういう感じの方が負担軽減としては有効なのか

など。どうしても保育所に2人入っていて、その2人目は無料ですというのはわかるんですけども、そういう意味での考え方というのはどうなんですか。議論として、内部の。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今、1番委員さん言いましたとおり、そういう議論もあります。それです、今、国のです、保育所の動向もです、28年度、ご承知だと思うんですけども、今回、予算通りまして、その中で、国の基準がちょっと動きました。今、委員さん言いましたとおり、1子目が例えば小学校、もう上がっていますよ。その場合をカウントするということに国もやろうとしています。それで、その場合です、ただ、全部がそういう形ではないんですよ、実は。国の場合は。今、360万円という収入を基本として、1子目が今、言ったとおり、小学校に上がっている場合、これは2子目になりますよ。ですから、そういう形が今、これから出てくるとは思いますけれども、今、うちの町の現在の状況であれば、今、先ほど言いましたとおり、上がっている中で2子目が無料ということですので、今後、国の動向を見ながらです、このところも整理しながら、多分360万円という1つのラインがありますけれども、この辺はですね、ちょっと調整しなければならない部分が出てくるとは思いますので、今後、国の動向を見ながらです、調整を図っていきなというふうに思っています。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

できれば、義務教育は中学校までありますから、中学校以下で要するに2人目から例えば保育園にいくと。極端な話ですけども、そういう感じになると、中学校の3年生がいて、保育園がいる、対象になるわけですよ、小学校でも。どうしても今の現状であれば、低所得者対応ということで、今、国の方が動くということでもありますけれども、町の考え方とすれば、やっぱり義務教育の中で考えた方がいいのかなという思いと、それともう1つ、お尋ねしたいのは、それもしですよ、もし義務教育まで対象にするかどうか、そういうことになると、2人目、保育園に通う児童がどのくらい出てくるのかわかりませんが、大した額ではないと思うんですよ、対象にしても。その辺、もう少し考慮して、3人、4人いる方もいるわけですから、そうすると、どうしても離れてしまうという懸念がありますからね、そういう意味で、是非、ちょっと保育園の2人目からという、保育園に在園している2人目からということではなくて、小学校、もしくは、中学校、義務教育の中での範囲の中で考えていただければと思うわけですが、もう一度、お願い致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。先ほど言いましたとおり、今、1番委員さん言いましたとおり、2人目がですね、1人目がもう小学校に上がっていると、そしたら、2人目は無料という、

そういうことだと思えるんですけども、先ほど言いましたとおり、360万円という国が今、打ち出していますので、ここをうちの町として払えば、2人目は無料という形になりますので、その辺は今後、議論しながらですね、精査していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

関連なければ、次、インフルエンザ、ちょっと事業調べなんですけれども、37番で、インフルエンザで、ちょっとこれからは外れるんですけども、27年度の新型インフルエンザの行動計画ということで、27年11月、我々の手元に配付されたんだろーと思ひますけれども、新たなインフルエンザ、新型インフルエンザが出た場合、全国的に、全道的に市町村関係等でどういふ行動を対策すればいいかというシミュレーション等をしたんだと思ひます。それで、知内に関しては、こういう対策で、対応でいきますよという、一種のマニュアルだと思ひますよね。それで、これから出る可能性あるんだろーと思ひますけれども、これを行動計画として整備をして、トップに町長がいるわけですけれども、対策本部にね、この活動というの、毎年、何らかの対応をシミュレーションをしながら、この計画の要するに毎年やるのかという、要するにシミュレーションの、毎年やって、これをずっとやらないということになれば、この計画全部が全部、把握しているわけではありませぬので、突然、新型インフルエンザ発令しました。このマニュアルに沿って行動するわけですけれども、突発性にこのマニュアルの中で行動すれば、必ず不備が出てくるという通達だとか、いろいろな関連性の面でね、そういう危惧をするんですけども、これを毎年やっていく、シミュレーションを毎年やって、ある程度、行動に身に付けていくことによって、そういうミスが少なくなるんだろーなと思ひますけれども、その辺の考え方、やるのか、やらないのか。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。先ほど、新型インフルエンザの行動計画の部分だと思ひますけれども、それで、対策本部、国のマニュアルにしたがってですね、うちの町も作りました。その中で、あくまでもその新型インフルエンザに対応したときにですね、本部を体制を組むというマニュアルですので、通常の場合ですね、そういうものは致しません。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほかありませんね。3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

3点か4点、お尋ねしますが、まず、冒頭、町長にお尋ねを致します。町長の執行方針の中で、チャレンジデー2016、さらには、すこやかロード、このすこやかロードを認定を受ける。さらには、チャレンジデー2016の申請をするという執行方針の中で謳っているのですが、これちょっとどういふ形にするのか、お尋ねをしたい。

◎ 委員長（敦澤良子）

スポーツセンター長。

## ◎ スポーツセンター長（上村政美）

まず、1点目のチャレンジデー2016の関係でございますけれども、このチャレンジデーというのはですね、笹川スポーツ財団というところで、全国的に実施している事業でございまして、毎年5月の最終水曜日にですね、人口規模がほぼ同じ自治体で、その日の0時から午後の9時までの間にですね、連続して15分以上運動、あるいは、スポーツに参加した住民の参加率を競うというスポーツイベントであります。これがですね、今年の実施に向けて、町内会長さんなりですね、または、健康推進員、スポーツ関係の団体に参集をいただきまして、この取り組みについて、どうでしょうかといひますか、話し合った結果ですね、いいことなので、是非、参加しようということになりまして、この事業の実施に向けてですね、申込みが日程が決まっていたものですから、一応、実施する旨の方向であります。それで、最終的にはですね、町の目指すところとしては、このチャレンジデーをきっかけにですね、町民の運動なり、スポーツの日常化といひますか、そちらにつなげていって、町民の健康づくりに結びつけたいということと考えております。それがチャレンジデーの大まかな内容でございます。

続きまして、すこやかロードの関係でございまして、これはですね、北海道健康づくり財団というところで、実施している事業でございまして、身近で気軽に楽しく健康づくりを行うというためにですね、ウォーキングロードというものをですね、設定をしまして、そのウォーキングロードがですね、この認定にあたるということになりますと、その財団の方からですね、認定を受けます。認定を受けたらどうするのかということになるわけですが、町としましては、これをですね、町民の健康づくりのためのウォーキングロード、あるいは、町外からですね、例えば今、考えているのはですね、知内の歴史散策コース、これは雷公神社だとか、墓地公園にあるですね、いろいろな史跡、こういったものをめぐるロード、それから、潮風ロードといひますか、涌元からですね、小谷石までの間の道立自然公園の中ですね、海岸線を歩くコース、それらを含めてですね、4コースをですね、一応、設定しまして、申請をしたいということで、そのためのですね、事業であるということでございます。

## ◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

## ◎ 3 番（松井盛泰）

笹川財団は理解はしているのですが、以前に笹川財団、G&B海洋センターなんだけれども、ここの認定を受けるときに、1つの条件があったんですね、昔は。今、それがあるのか、ちょっとこれ調べているんですけども、その条件というのは、笹川良一さんが母親をおぶった銅像を建てること、さらには、巨像、最低でも肖像画を掲げるといふ、その条件があった。それらに合致しないか、それちょっと心配な部分があったんです。このチャレンジデー2016は、町内会連合会で話をされたということなんですか。

それとですね、すこやかロード、これは道南の鹿部、江差を含めて、全部で6箇所認定をされていますね。こういうことで、今、言われた歴史散策ロード、4コース設けてやるというのは、非常にいいことだと思うのですが、やり方なんですよね。これからいろいろ話し合うんだらうと思うけれども、何か構想があったら、その辺もちょっと含

めてお知らせいただきたい。

◎ 委員長（敦澤良子）

スポーツセンター長。

◎ スポーツセンター長（上村政美）

ご説明申し上げます。まず、1点目の町内会連合会との話合いがなされたかというご質問でございますけれども、町内会連合会ではなくですね、その前段の連絡会議にはですね、各町内会長さんにご案内を致しました。したがって、連合会ではなく、各町内会長ということでございます。それで、この実施にあたってはですね、実行委員会を組織しなければならないというふうになってございます。これにつきましては、実行委員には、町内会連合会の会長さんをですね、実行委員にお願いをしまして、実行委員会組織を作る予定でございます。

それから、2点目のすこやかロードの関係ですけれども、これはですね、ご指摘のとおり、道南それぞれすこやかロードの認定を受けている町村がでございます。これはですね、町としましては、今、考えているのはですね、一応、町の方で設定を4箇所設定をしてですね、その中で内部協議をして、申請をしたいというふうを考えております。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

別な方にいきます。端的にお答えいただきたいと思います。今まで入浴の優待券、70歳からでした。今年から65歳、なぜ、65歳になったのか、その理由。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。予算の説明の段階でもお話したとおり、従来、この制度が始まったときは、65歳、高齢者ということで始まったわけなんですけれども、20年くらい経ちまして、高齢者の集いとともに入れてきたみたいなんですけれども、状況を見ますと、やっぱり関節を痛めている方だとか、それから、特定健診で引っかかっている方がいますので、これを少しでも平均寿命伸びているんですけれども、健康寿命というのがなかなかこの部分が縮まらないということで、少しでもですね、こもれば温泉、入浴の効果をですね、味わいながら、枚数は1人12枚ですけれども、これをきっかけにですね、温泉の利用も65歳からやってもらえればなというふうには思っています。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

こもれば温泉の入浴件数が少なくなったから、65歳まで下げたのかなという解釈をしていました。65歳にする必要がないとは思いませんけれども、大盤振る舞いもいいところですよ。これは当然やっぱり見直すべきだと私は思います。

そこで、民生費関係の全般でございます。まちづくり総合計画のときからいろいろと論議をされてまいりましたけれども、総合計画の中で、この町で結婚、出産、そして、子育てを大々的に謳っていますが、最終的に予算に何が反映されたかと言いますと、保

育料の2人目から無料にするというだけの話です。以前にも話をして、きちんとした納得できた話は答弁はいただけていません。あえてまた質問させていただきますが、隣町、真似すれとは言いません。隣町は保育料、それから、給食費全部無料にした。なぜしたかということ、直接、町長と話したことがありますけれども、そういう形でなかったら、地元に残ってくれないという話が1つ出てきたんです。これは人の町ばかりではない、知内も同じことを言えると思うんですよ。そういうことで、何とかこの辺の検討を少し深めていただきたい。さらには、今、子ども医療費、昨年度からみたら、今年予算で70万円の逆に減額しているんですね。もしこれが中学生までのやつを18歳までに拡大したとすれば、どのくらい金額的に伸びるのか、それをお知らせいただきたい。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。まず、1点目の結婚、出産の部分で、予算にまちづくり総合計画の中で反映していないという、そういうご指摘なんですけれども、実は戸籍の部分でもですね、議論なかったんですけれども、出産記念品、これがですね、従来、アルバム、小さなことなんですけれども、アルバムだったわけです。それをですね、今年度28年度からアルバムはもういいだろうということで議論しながら、1人大体倍以上になるんですけれども、それに伴ったものをですね、記念としてやると。それと、出産時のときの通院費ですね、これは4町でうちが初めてやるわけなんですけれども、これに対してもですね、一応、公の負担をですね、全部、こちらの方で14回分みるということですので、何もやっていないということではないです。ただ、金額的なものですね、多少、少ないですけれども、そういう面ではいろいろ我々も少ない予算の中でどう捻出していったらいいかということで、いろいろやっているわけなんですけれども、そういうことで、多少の部分ですけれども、今、言ったまちづくり総合計画の中の部分では、多少なりやっているところでもあります。それから、子ども医療の関係で、中学校から高校まで、いくらか試算になるんでしょうかということなんですけれども、実際、はっきりはなかなか調べることができません。社会保険だとかいろいろあって、ただ、うちの方で、福島町なんですけれども、参考にすると、大体200万円弱くらいの変動で、医療費がかかっているという状況です。ですから、うちの方がそれより子どもが多いですので、もう少し若干かかるのではないかなというふうには思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

以前にこの18歳まで、普通の町は高校生という言い方していますけれども、やはり知内の中でも高校に入らないで、中学校を卒業して、18歳で就労している子ども達もいるということで、あえて18歳という言葉を使っているということを理解していただきたい。それで、この話をしたときに、検討するというような、検討してみたいという話は前にしたことあるんですけれども、ということは、まだ調べていませんということは、1回も検討していないということでしょう。その辺ちょっと慎重に対応をしていただきたいと思います。今、元アルバムが1万円くらいに変わったという、ただ、私が言

うのはそういうことではないんですよ。今、ほかの町、隣町出して悪いんだけど、福島でも、松前でも、産婦人科のお医者さんがいないということで、タクシーなり、通院の今これまで話、検討入っている。まだ予算としては出てきていない部分だけでも、多分、来年あたりからこれ出るんだろうと思うけれども、こういことで、ほかの町ではですね、何とか人口を減らさない方法、増やす方法、どれがいいか、やっぱりテーマとして謳ったら、それに付随する施策というのはきちんと出してきている。だから、何も出していませんというけれども、我々にしたら、何出ていないと同じだと。今までに少し色を付けたようなものだよ。そうではなくて、やっぱり知内で子育てする、住みやすいという、いろいろな大きなテーマあるけれども、知内に来て、子育てしてみたい、住んでみたいというPR材料というのは、やっぱり自ら作っていかねばだめだということは何回も言っているんですよ。これ以上言いませんけれども、まだ同じことの答弁返ってくるかもしれませんが、もしこれに対しての答弁があるのであれば、お話いただきたい。

◎ 委員長（敦澤良子）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

ご説明を申し上げます。3番委員さん、冒頭で実は例えば結婚ですとか、出生ですとか、あるいは子育てということの中で、具体的な施策が保育料の2人目無料ということ以外、具体的なものが余りみえていないというお話、冒頭ありました。そして、今もご質問ご意見ありましたけれども、実は今回の総合計画の策定の中で、実は審議会の皆様方、更に若年、子育て世代の皆様方ともいろいろと意見交換をさせていただいて、その中で実は出たのが、少数意見としては様々いろいろなご意見をいただきました。ただ、その中で、例えば子どもが生まれたら、出生手当、出生に対していくらとか、あるいは保育料無料にせとか、給食費を無料にせとか、そういういろいろなご意見があることは確かです。ただ、多くの方々からいろいろなご意見あったのは、経済的な負担を軽減するというということよりも、むしろ本当に子育てしやすい環境をつくってほしい、それは経済的な負担軽減ということだけでなく、そういうことを踏まえて、実は今回、総合計画の策定の中でも、そして、今年度予算の中でもいろいろなことを十分とは必ずしも言い切れないかもしれませんが、相当数、配慮をしてきたかなというふうには思っております。その1つの部分は、今、3番委員さんの再質問の中でちょっとありましたけれども、例えば子ども産むのに、産科婦人科が地元になんないということの中で、これまでも実は妊婦健診の部分の助成はしていたんですけども、今回、改めて通院費の助成も予算として持たせていただきました。そういうようなことも踏まえて、いろいろ施策としては講じてきているということで、まだまだ申し上げればいろいろなことがあるんでしょうけれども、これも例えば18歳までの医療費の無料化というのも以前からいただいております。ただ、医療費ということだけではなくて、例えば本町の場合には、子どもだけでなく、大人も含めてインフルエンザの予防接種の負担軽減ということも施策としてやっておりますし、そのトータルの中で、どういう子育て支援ができるのかということは、審議会の委員の皆様方のご意見もありますし、内部的にも相当数、議論させていただきました。そんなことで、今回、可能な限りの予算を反映させていただ



たということで、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

まちづくり審議会の審議員の方々、これ一部の人ですけれども、その人達とも話をし、今、私がちょっと言った話もいろいろ議題に出してみた。だけれども、こういう少数意見かもしれない。検討するだけの値はあると思うんですよ、内部で。少数意見として投げるべきではないと思う。そういうことも申し出て、この件についてはもう質問しません。また来年やるかもしれませんが。

◎ 委員長（敦澤良子）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

改めて説明はいらぬかとは思いますが、少数意見も含めて、十分、ご意見を頂戴した中で、施策を策定したということでご理解いただきたいと思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

あと質疑ございませんね。1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

今、副町長から出た妊婦の交通費助成なんですけれども、通院費助成ということで、14回で1,860円の35人分ということでありますけれども、これ通院の範囲はどの程度想定しているんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。通院の範囲なんですけれども、知内町から函館市を想定しています。この1,860円はですね、函館の公的機関のバスの料金でございます。バス料金で設定しております。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですか、1番。そのほかありませんね。

（「なし」の声あり）

なしということでございますので、質疑を打ち切ります。

次に4款衛生費の質疑を行います。予算書の139ページから146ページまでの質疑を伺います。

6番委員。

◎ 6 番（五十嵐捷爾）

139ページの道南のドクターヘリ運航経費の負担でございますけれども、ちょうど1年くらい経っているんですけれどもね、この利用回数とそれで、ちょっと勉強不足だったのですが、制限といえおかしいんですけれども、かかった分でオーバーした分は、また負担しなければならぬのかということ、その2点、お聞かせください。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。今、現在で、うちの町としては、5件、5回出動しております。それと、負担金の関係ですけれども、均等割りの実績割りがありまして、そういう関係で、件数が少ないとですね、前年度実績でぼっていきますので、この金額になっております。

◎ 委員長（敦澤良子）

あとございませんか。衛生費。7番。

◎ 7番（谷口康之）

140ページで、役務費の部分で、今回、住民総合検診、去年から見ると、約150万円くらい、500何万円になっているんですけれども、この辺についての要因はどのような形になっているのか。

それから、その下に2種混合予防接種なんですけれども、実績報告書を見ますと、2種類に分かれていて、3歳児までの部分と小学校6年生という部分で、これは3歳児までの部分は、幼児ですか、これは1回も実績がないものですから、これは必要ないということで、こういうふうに実績がないのか、その辺、ちょっと2点ほどお伺いしたいと思います。◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。総合住民健診の役務費の関係ですけれども、200万円くらい、100何十万円ですか、上がっているということなんですけれども、実は総合健診自体はですね、横ばいというか、そんなに増えていないんです。実際。それでですね、この住民総合健診、今年度からですね、一応、オプションで、いろいろ皆さんの去年あたりから、ピロリ菌の関係でいろいろ議論した私も経過ありまして、いろいろ国の動向を見ながらということだったんですけれども、そのピロリ菌のですね、オプションとして、胃がん検診を受けた場合にですね、それを付けようかなというふうに思っています。その分が若干、増えている部分があります。

それと、2種については、ちょっと保健師さんの方から答えさせます。

◎ 委員長（敦澤良子）

保健師さん。

◎ 保健師（筒井裕子）

乳幼児実績ゼロに関してなんですけれども、現在、乳幼児は、4種混合という形ではほとんどやっています。2種混合というのは、ジフテリアと破傷風のワクチンで、百日ぜきがないワクチンなんですけれども、4種というのは、百日ぜき、破傷風、ジフテリア、ポリオ、全部、含まれたもので、大体4種ですべてまかなってやっております、小学校6年生になると、2種混合というのが定期の予防接種になっております。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですか。7番委員。

◎ 7番（谷口康之）

今の説明でしたら、はっきり言って、幼児の場合は、2種は極端な話、必要ないといえれば言い方が変ですけれども、4種の方でカバーできるからいいんでないかということで、実績報告書に載っているものですからね、ちょっとお聞きしたんですが、それでわ

かりましたけれども、ただ、今、住民総合健診、課長の説明でありますと、オプションということで、うちの町の場合は、今、ピロリ菌ということで、これ以外は何も別に全然考えていないということでよろしいのでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

7番委員さん言われたとおり、そのピロリ菌の部分のオプションだけということを考えています。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほか、衛生費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでしたら、質疑を打ち切ります。

生活福祉課関係の質疑を終わりますので、ここで、産業振興課関係に入ります。

説明員の入替えをしますので、暫時休憩します。

（ 休憩 午後 1時45分 ）

（ 再開 午後 1時47分 ）

◎ 委員長（敦澤良子）

説明員が替わりましたので、産業振興課関係に入ります。5款労働費の質疑を行います。予算書の147ページでございます。質疑ございませんか。労働費の質疑です。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、質疑を打ち切ります。

それでは、6款農林水産業費の質疑を行います。予算書の148ページから163ページまででございます。質疑ございませんか。

7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

150ページの部分でちょっとお伺いしたいんですけれども、今回、うちの町で、第6次総合計画の中で出てきたんですけれども、農業に関しては、農業コントラクターとスマートアグリという、これを兼ね合わせてやってみたい、研究をしたいということなんですけれども、この辺について、具体的な形でどのような形でこれをもしあれたら研究をして、実行に移すような形、もしできるようでしたら、どのような形でやるのか、まず、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、スマートアグリにつきましては、27年の補正の方でも説明をしましたけれども、あの中での事業でスマートアグリについてはやっていきたいと思えます。コントラだとか、担い手の部分はですね、ソフト事業なので、お金の面では出てきませんが、農協とあと生産組合とあと受託組合とですね、議論をしながら進めてまいりたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7 番 (谷口康之)

できれば、これからうちの町でも担い手という部分とか、いろいろな形でですね、第6次の総合計画の中でも人口減少、今、一番それを重要課題にして取り組むとなっていると思うんですね。その中でも、一番やっぱり重要になってくるのが、第一産業のその中でもやっぱり農業というものが一番、うちの町ではウエイトが大きいということで、これは極端な話をすると、酪農ヘルパーと同じような形で、その農業の全般のことだと思うんですね。私はこれからの農業の部分でですね、やはり高齢化が進むことはまず、間違いがないものですから、どういう形で全体的な農業を補う形で、コントラクターとかという部分、私は注目してみたいなと思うんですけども、その辺、もう少し具体的なことはこれからなんだと思いますけれども、農協とのこれからの分で話合いとか、研究をし合うということで、理解してよろしいですか。

◎ 委員長 (敦澤良子)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

ご説明致します。少子高齢化で、労働者が少なくなるということは、他産業においても一次産業でも同じなんですけれども、最近、道の方でも、この間も林業の方で話をしましたけれども、農業の方も労働者が不足するということを懸念されておりまして、今、振興局単位で集まってですね、労働者、特に担い手の部分もちろんそうですけれども、委員おっしゃったとおり、作業受託組合のオペレーターさんなりが今、不足してですね、大変なことになるということもありますので、その辺、先ほど言いましたけれども、農協なり、作業受託組合とですね、話をしながら、あと、他産業もですね、うちの町のことですけれども、含めてですね、例えば建築、土木会社の方々がですね、春先、例えば仕事のない部分で、オペレーターで派遣をしていただくとか、そういう部分もですね、仕組みづくりを今年度、新年度からですね、やっていきたいと考えております。

◎ 委員長 (敦澤良子)

よろしいですか。そのほかありませんか。6款。1番委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

水産関係でちょっとお尋ねするんですけども、以前、今年で4年になるんですけども、共済のプラス部分の積立金の件なんですけれども、いろいろ精査していただきまして、今、改めてその要項を確認すれば、あくまでも共済の積立ての8割以上の加入者が共済発動された部分について、再積立額については対象とするということで、以前、共済の部分は、漁業者自らかけているんですけども、そのプラス1の部分、町から応援してかけている部分あります。その全体で要するに8割以上の漁業者の発動がないと対象にならないよということでありましたけれども、共済部分とプラス1の部分、合わせて8割ですから、結構大きな数字になるんですね、それで、今、共済部分は漁業者自らかけているわけで、そのプラス1の部分は、町からの支援ということで積立金をいただいて、かけている現状にありますけれども、それを町の積立分なのか、それとも、下の部分の共済部分も含めてなのかという議論なんですけれども、是非、その辺は町の共済分の5割なのか、3割なのかわかりませんが、全体の8割というのは、どうみても

なかなかその発動というのは、初年度で確か6割弱、5割ちょっとだったという記憶しているんですけども、なかなかその8割というのは、難しい数字になってくるのかなという思いであります。その辺の見直し等は、今後、検討する考えがあるか、お尋ねします。

◎ 委員長（敦澤良子）

水産係長。

◎ 水産係長（森永 茂）

ご説明します。共済プラスということで、事業名でいうと、漁業収入安定対策事業ということで、特定養殖共済、コンブ養殖、ホタテ養殖、あとサケ定置ということで、養殖共済に入るということで、26年度にですね、積立てプラスの部分に関して、町で助成したという経緯があります。ホタテに関しては、24年度高水温の関係もありましたので、積立てプラス部分の共済金の発動とあと、通常の共済の部分の発動もありましたが、これが大体6割程度ということで、今、収入安定対策事業の助成要領では、加入者の8割が共済の目一杯の金額まで発動された場合に関して、積立てプラスの再助成をまた考えるというか、行うということになっております。27年度においても、漁獲がホタテの部分で減額があると聞いてはいますが、まだ3月20何日が締切日になって、具体的な漁獲の現象の度合いがわからないということもありますので、今いただいた意見と漁組の方からどういうデータで、どういう現象になったのか、そういうものを踏まえた上で、その落ち込みは激しいと、そういう部分で支援を考えなければならないということであれば、もう一度、ちょっと制度等を含め考えていきたいと思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

なかなか8割以上ということになると、初年度も今、6割ということでもありますので、行かなかったということで、その8割になるというのは本当に壊滅的な被害を想定せざるを得ない状況の中で、対象にならないものですから、初年度は町のプラス1の応援はあったんですけども、次の2年、3年、4年目、今年で4年目なんですけれども、ずっとその2年目、3年目、4年目は、両方ともプラス1の部分も共済の部分も、漁業者自らが負担をせざるを得ないという状況になっているわけでありますから、何とかそれであれば、保険に加入する意味合いというのは、どうなのか。どうもその辺のJFの共済内容というのは危惧するところなんですけれども、もう少し共済自体の見直しは当然なんですけれども、そういう共済の不備があるから、町でそのプラス1の部分は、町で支援していこうという結論になったんだろうと思いますけれども、ただ、その8割という大きな壁がありますので、それを超えるということになれば、我々も漁業者を辞めなければならないという自体を想定せざるを得ないということで、もう少しその辺、考慮をして、これからプラス部分の8割なのか、それとも共済を含めて5割なのか、4割なのか、その辺の検討を是非、やっていただきたいとお願い致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

答弁いますか。いいですか。そのほかございませぬか。6番委員。

◎ 6 番（五十嵐捷爾）

163ページなんですけど、ちょっと教えていただきたいんですけども、企業誘致アドバイザーというの以前からありましたか。それが1点と、どういうアドバイザー、どういう方法でやるのか、その2点ほどお知らせください。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。このアドバイザーにつきましてはですね、ものづくり事業が今年の6月からやっております、今年、新年度2年目になります。そして、1年目につきましても、実績に付いていたとおりですね、ある程度、今、活用させていただいておりますけれども、更なる活用の部分を含めてですね、アドバイザーの人をちょっと招へいしてですね、この活用方法も含めてですね、広くもっと町民の方々に知っていただく部分とですね、活用をですね、していただく部分を考えております。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7番（谷口康之）

157ページの部分で、まず、委託料の部分でですね、バイオマス都市計画作成書、これはどのような内容のものなのか、まず、1点。

それから、その下の方にあります負担金の部分で、地域材活用住宅助成の今回650万円出ているんですけども、この中で、予算書の説明資料を見ますと、28年から30年の3か年で、薪ストーブの部分が出ているんですよ。この部分が追加されている部分なんですけれども、現実問題として、この薪ストーブを付ける場合の住宅ですね、これを薪ストーブの燃料をどのような形でストックして、こういうきちんとした形で住宅に暖房というものが供給できるのか、その辺、この2点ほどお伺いしたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明致します。まず、1点目、バイオマス産業都市でございますけれども、バイオマス産業都市構想という国の制度がございます、こちらは平成25年から始まった制度で、各自治体の中でのあらゆるバイオマス資源をどうエネルギーとして活用していくのか、そういった市町村レベルでの循環型社会を促すような制度なんですけれども、現在まで3か年経過して、全国では34自治体が認定されています。道内では、まだ6自治体が認定されているだけなのですが、本町においても、平成26年から木質バイオマスを中心として、バイオマスの活用というのはやってきた。平成27年にも環境省のプランの指定をいただいております、いろいろな取り組みをやってきましたけれども、今回、平成28年度ですね、木質バイオマスだけじゃなくて、地域外のバイオマス資源をどう活用して、地域創生ですとか、循環型に結びつけるかという、また、1つレベルの上があったですね、プランの方に申請をしていきたいなと考えております。そのための支援事業として、支援として、委託業務を想定しています。

それから、もう1点、地域材住宅助成制度、これは平成27年度で一旦区切りを付けてですね、28年から再度3か年、薪ストーブを新たに追加した形で考えておまして、

お話しいただいた燃料の部分ですね、薪の燃料につきましては、現在、町の木質資源貯蔵施設の指定管理者でありますS Bフォレスト、こちらの方で薪の製造、販売も行っていきますので、こちらが安定的に薪ストーブを導入した家庭に薪を供給していくということを想定しています。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

私はその薪ストーブのライバル関係になる立場なんですけれども、それはそれでいいんでしょうけれども、結局、薪ストーブといわれますと、現実問題、うちの町の方を見ますと、やっぱりそれだけの薪をストックするような形の物置だとか、倉庫だとかというものが、現実問題、発生していますよね。まして、今回のこの部分を見まして、地域材活用ということになりますと、若い方が新しい家を建てて、そういうことをやるのかなど、私は甚だちょっと疑問を感じるようなものですから、本当にそれがあがる程度、現実的な形で進めていけるのかなど、ちょっと懐疑的なものを持っています。その辺、どうなんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明致します。地域材住宅助成制度に投入しますので、住宅の新築ですとか、増改築での利用を想定しているのですが、まず、現在、ものづくり産業振興条例の中でも取り入れています、セミオーダー住宅、こちらは薪ストーブを必須条件としていますので、そういったところから、徐々に広げていきたいんですけれども、一般家庭にどうやってバイオマスエネルギーを入れるかというのは、非常に難しくてですね、手法として、地域でも作れる薪というのを想定しているわけなんですけれども、ちょっと函館の設計事務所の話などを聞くとですね、設計事務所で家を建てるような方々、ハウスメーカーではなくて、自らいろいろな希望を出して図面を書かれて、建築するような方は、もう今5割近くの方が薪ストーブを導入されているということでした。ですので、比較的、最近、そういった環境ニーズなのか、雰囲気なのか、様々でしょうけれども、そういったニーズはあるものと考えています。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

係長の見解はそうなんだろうけれども、ただ、私はですね、そういう方々ってやっぱりこだわりがある方々だと思うんですよね。私たちのライフスタイルというか、ステータスだとかという考え方で、ただ、極端な言い方をすると、一般の若い方といえば変だけれども、極端な言い方をすると、共稼ぎをしている家庭とかそういうことになった場合に、それをまず、導入してもなかなか普及するのが難しいのではないかなと私はちょっと思うんです。今回、我々も視察で行ってきたところもですね、やはりそういう形ではなかなか普及がちょっと苦労している部分が見受けられたものですから、なかなか一般の分ではちょっとどうなのかなと、その辺、ちょっと何回も同じことを聞くようで

すけれども、難しいのかなと思うんですけれども、どうですかね。

◎ 委員長（敦澤良子）

林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明します。難しいのはおっしゃるとおりだと思います。ですので、すべての方ということではなくて、ある程度、意識の持った方にまずは使っていただくということであろうと思っておりますし、視察の件は恐らく岩手県のことだと思いますけれども、そちらはペレットストーブだと思います。そちらのペレットストーブは、通常の灯油と比較をして、経済的なメリットがなかったんだと思うんですね。製造単価が高くてですね、なかなか民間の方というか、一般の方もそれを利用する利便性が感じられなくて、普及が進まないんだというふうに認識をしていますので、薪に関しては、そういったライフスタイルの部分と、あと、維持費については、多少、安くはなると思っておりますので、そうした部分で、普及を進めていきたいと思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですね。1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと小さいことなんですけれども、163ページの移住促進モデルの外構整備賃金で18万円あるんですけれども、これちょっと青写真合ったような気がしたんですけれども、ちょっと見当たらないんですけれども、これはやるべき事業になるんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これにつきましては、本年度、今、3月にモデル住宅建ちまして、新年度で外構をやるということで、以前も説明もしてあると思うんですけれども。

◎ 委員長（敦澤良子）

それから、9番委員さんもさっき手を挙げていたみたいなんですけれども。

それでは、3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

関連です。移住促進住宅設計の問題です。今回、250万円また設計出てきましたけれども、予算を組むことについてはいいにしてもですね、やるとすれば、27年建ったら少し様子を見ながら、それから設計に入った方がいいと思います。それから、設計をするときに、以前に教員住宅をやったように、地元の業者に設計コンペをやらせたら如何ですか。地元の設計業者にやらせれば、設計料はほとんどかからないような状態でしょう。そういうことで、この辺はもう少し検討すべきかなと思うんですが、如何でしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この設計料につきましては、3パターンご説明したと思うんですけれども、基本部分の設計はもうできあがっています。それで、今度、入居の希望が新年



度から今、募集をはじめますので、その入る方々のですね、セミオーダーということで、その設計を実施設計に変えていって、いろいろ間取りを変えたり、屋根の計上を変えたりですね、その部分の設計料を移住希望者があればですね、この予算を執行していきたいというふうに考えております。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

希望者というようなことなただけけれども、予定はあるんですか。これから公募をするんでしょう。やるにしても、27年度建てたやつが1つの基本にして、少しあまり急がずしてゆっくりやっていただきたい。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、希望者につきましては、問合せ等は全道から5、6件あります。ただ、募集はこれから新年度にかけて、新年度はじまりましたら、募集をかけて、希望者がいたら、この設計を先ほどの繰り返しになりますけれども、執行していくという形になります。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

そのときには、地元にはやはり建築士の免許を持った方もおります。設計は十分できるわけですよ。地元の業者に設計コンペをやらせる気があるかどうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これにつきましては、先ほど3パターンの基本設計的なものはもう出来上がっておりますので、その業者にですね、随契でこの金額でやっていただく予定で、この予算書を計上しております。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

今までやった3パターンの設計屋のもの以外は使いませんという意味で取っていいの。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。そのとおりで、基本設計を作った業者にですね、移住希望者、これから募集をかけますので、おりましたら、その方々と先ほど言ったとおり、間取りだとか、形状を変える部分を相談していただきながら、実施設計を作ってくださいというふうに考えております。

◎ 委員長（敦澤良子）

3番委員。

◎ 3 番（松井盛泰）

ということは、これから2020年までかけて10棟建てる予定でしょう。その10棟の分、毎回、250万円ずつかけるということ。その業者に250万円ずつ払っていくということなの。ということは、設計料で2,500万円払うということなの。非常に疑義を感じると思うのですが。そういう契約の仕方ではないと思うんですよ。1件、1件でしょう。設計委託というのは、10年かけて10棟分とやるの。どうですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。基本設計を組むときにですね、実施設計をやるという部分の条件を付けて基本設計の委託もしております、これもまた別に新たに実施設計を組むとですね、この金額ではもちろんできないような金額の設計料になっておりますので。

◎ 委員長（敦澤良子）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 2時09分 ）

（ 再開 午後 2時21分 ）

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、休憩を取り消しまして、質疑に移ります。

6款の質疑ありませんね。9番委員。

◎ 9 番（森永 勉）

説明のときに何かあったと思うのですが、私、聞き漏らしたかもしれません。

◎ 委員長（敦澤良子）

何ページですか。

◎ 9 番（森永 勉）

162ページの水産振興費であります。この中で、魚道の管理費、あるいは、親水広場の維持管理費、まず、これ恒常的な予算がこれからずっと付いていくのかということ1点であります。それから、また、今年も、去年もそうだったんですが、アユの放流、愛好会がしてくれるんだろうなと期待しているわけでありましたが、この追跡調査というのがどのような形でやっているのか、やっていないのかということでもあります。先ほどもコモナイの水質環境調査がありましたが、この過去にダムの汚濁の関係で、知内川の調査をしたことがあるんですが、どうしても支流からくるのが汚れているというような、そういう結果も出た経過がありますが、私は本流だろうなということを考えています。そんなことで、今、遡上がどんな形で出ているのかとって、今、頭首工の管理者にもよくその辺ちょっと見ておけやと、跳ねて本当に遡上しているかどうか見ておけやという指示をしているわけでありましたが、それらの追跡調査をしていないとしたら、すべきだなと、このように思っているわけでありましたが、しているとすれば、どんな装置でやっているのか、まず、伺いたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

水産係長。

## ◎ 水産係長（森永 茂）

ご説明します。魚道の162ページ、需用費で魚道の管理関係です。魚道の維持補修費というのは、毎年、ある程度、額の方、来年度ですね、22万円計上させていただいていますが、魚道と頭首工の間に、流木等が堆積してしまう、その場合に、基本、道に頼んでやってもらったりするんですが、間に合わない、応急的な部分も必要になってくるということで、予算計上させていただいて、そういう場合には、執行させていただくというふうに考えていますので、実質、26年度に関しては、魚道維持の部分では、執行してございません。7番の賃金で、親水広場の草刈り等の方では、対応させていただいています。もう1つ、親水広場、維持補修費ということで、50万円計上させていただいていますが、これ親水広場自体が昨年度完成しまして、ただ、昨年度4月3日、大雨により増水しまして、親水広場の一部分、チップ等流出させております。それで、1年間様子見ましたが、本年度、雪解けのいい時期にまたチップを敷きならしして、元の状態に戻したいと考えております。

あと、アユの放流とあと追跡調査ということなのですが、実質、アユの放流の方には自分も立ち会っていますが、そのあとの追跡ということは、度々、魚道の頭首工のところで、目視での確認調査はさせていただいていますが、あとはアユの同好会、釣りの人から、どうですか、上がっていますかとかという聴覚調査の状況を聞き取りしている部分で、人工放流したもの、天然放流したもの、いろいろあるのですが、天然のアユに関しても、頭首工越えたよという話は聞いているのですが、どれくらいの量、どれくらいのものがいつという確認はなかなか難しいというふうに聞いています。あと、アユの放流に関しても、交通公園の下、下流で1箇所、あと頭首工を越えたところで1箇所、さらには、もっと上流、福島の方までいって、更に放流しているということなので、全部の放流箇所で、全部のアユの放流したものの動向がどうなっているかということ、なかなか調べられない。今時点でやっているのは、漁業者からの聴覚の状況を聞くと、あとは、頭首工で遡上している状況、跳ねている部分と魚道上っている部分、あるかどうか確認している状況になります。

## ◎ 委員長（敦澤良子）

9番委員。

## ◎ 9 番（森永 勉）

目視で調査のようなことをしているということなのですが、サケのときもそうだったんですが、いろいろな水質温度等も関係しまして、サケが早く成長しすぎて、なかなか本当に海まで行っているのかという疑問、所管事務調査でもありました。そんなことで、せっかくアユを放しても、そのアユにこの水が馴染まない部分があるのかなど、そんな心配もあるものですから、先ほどコモナイ、あるいは、ムズルシ、東葉なり、それからコロナイと、主流はすごい私なりには良い水だなという感じているんですが、その辺を道の検査、道の関係の人もおりますけれども、道の検査を信用しないといたら失礼になるんですが、町独自でやっぱりやるべきだなと、こんなことを思って今、お願いしているわけでありますから、せっかくアユの愛好会が何千匹も放流していて、それが本当に遡上しているのか、下ってきているのかという確認、今、すごい電気を付けていて、稚魚でも調査できるというふうなシステムあるようでありますから、その辺、ちょっと

考えていただければなと思って、あればお答えいただきたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、9番委員さんのおっしゃった川の水質調査等ですね、内部とあとの機関とですね、ちょっと協議していきたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

9番さん、いいですね。7番委員。

◎ 7番（谷口康之）

163ページの部分で、今回、報償費、企業誘致アドバイザー、これ50万円計上していますけれども、この辺、どのような形でまず、アドバイザーに対して、期待をして、こういうふうになっているのか。それから、19節のものづくり産業振興補助金ですね、これは去年の実績を見ますと、1,300万円ほど。

◎ 委員長（敦澤良子）

すみません、7番さん、さっき質問したよ。アドバイザーの。五十嵐さんか。ごめん。じゃあ、いいです。わかりました。続けてください。

◎ 7番（谷口康之）

ものづくり産業振興の補助金ですね、今回、1億2千万円ほど、この部分でですね、去年の実績を見ますと、1,300万円で、この内容を見ますと、資格習得、それから、一番大きいのが、商品開発ということで、3件でこれまだ1千万円ほどあるんですけども、この辺の実績を基にして、今年はどういう形のこれを生かすような部分があるのかどうか、その辺、ちょっと2点ほどお伺いしたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほど言いましたアドバイザーにつきましては、ものづくり2年目に入りまして、住民等にもですね、広く浸透していく部分ですね、専門的知識の方をですね、招へいして、アドバイスをいただきながら、産業振興課が中心となりまして、各産業団体を通じてですね、まだまだ活用を図っていくようにですね、やっていきたいということで計上しております。それから、事業費の1億2,300万円の部分ですけども、今年度は、実績にあるとおりですね、資格取得の部分と、あと特産品開発の部分が活用していただいたんですけども、新年度につきましては、最初のこの条例を制定したときにですね、年次の計画ありますけれども、それに沿った形で計上しております。新分野進出の5千万円の部分もですね、今年度は予定で2件を今、見込んでおりまして、相談等も今、2、3件、こちらの方にも来ておりますので、事業計画に基づいた計上をしているということでご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7番（谷口康之）

企業アドバイザーの部分で、広くという言い方だけど、ただ、うちの町の場合ですね、

やはりうちの町の特性を考えますと、ある程度、分野を絞った方が私はいいのではないかと思う。その辺の部分は、まず、考えられなかったのか、まず、1点。

それから、今のこのものづくりの部分です、やっぱり一応は、今回の第6次総合計画の部分で、やっぱり人口減少でもって、我々が感じているのは、やはり若い人たちが町に残ってもらうためには、やっぱり働く場所の確保ですね、それをすごく私たちも気にしているんですけども、なかなかそれが現実的には難しいということで、この部分で私は今回のものづくり、5千万円もそうでしょうけれども、こういう形で新しい新商品ということで、企業もある程度、付加価値が付いて、労働の確保というものも増やすような形でということを我々は願っているんですけども、その辺については、なかなかこれも難しいのかなと思うんですけども、その辺については、もう少し具体的な形では進行はしていないのかなと思うんですけども、どうなんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、7番委員さんのご質問でございます。ものづくり産業振興条例の補助金で、今1億2千万円、それに関連して、8節の報償費で50万円の関係で、今、ご指摘をいただきました。こんなふうに考えていただければと思います。今、ものづくり産業振興条例を作らせてもらったことによって、新規の企業を何とか知内町に誘致をしたいという今、思いであります。それで、私なりに、2企業に声を掛けさせていただいています。その中で、今、7番委員さんがもう少し分野を絞ってということを言われていますので、まさしく絞り込んだ中で、その要するに今、企業を誘致するためのアドバイザーということは、今の体制の中では、きちんとしたやっぱりそういうノウハウを持った方にお願いをすることによって、スムーズに企業誘致を図ればなという考え方で、予算を組ませていただきました。ですから、ここで予算を組みましたから、すべて支払をするという話ではなくて、体制づくりとして、今、7番委員さん言うように、やっぱり私も今、第6次のまちづくり戦略の中で、若い人方が地元に残れる体制というのは、やっぱり大きな企業でなくたっていいんだと思っています。ですから、企業誘致を積極的に進める中で、1つそのノウハウを持った方にアドバイザーという形をお願いをした中で、事業の進展を図ればなという考え方で、今回、予算計上をさせていただいたということで、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

ちょっと休憩したいと思っているんですが。まだ、産業振興課関係でもって、6款の質疑中でございますけれども、休憩したいと思います。皆さん、お疲れになったと思いますので。再開は、45分とします。

（ 休憩 2時35分 ）

（ 再開 2時47分 ）

◎ 委員長（敦澤良子）

それでは、休憩を解きまして、再開を致します。

先ほどに引き続きまして、農林水産業費の6款の質疑を承ります。

8番。

◎ 8 番（吉田峰一）

予算とは若干関係ないと言えればあれなんですけれども、ある新聞を見ましてね、今、林野庁で全国山火事防止運動というのが始まっているそうなんですよ。それで、当町も2年ほど前に山火事を発生して、大きな災害を受けています。そんなことから、この林野庁が出されている文言については、自治体がパトロールしたり、消火訓練をなさいよと諸々が書いてありますけれども、今時期まだ雪があるので、差ほどその危機感はないと思いますけれども、あと1か月すると、そういうような状況下に入ってくると思いますので、当町においても、2年ほど前に大きな山火事災害しております。当町として、その辺の啓発運動等をかけて、どんな計画、または、どんな考え方をしているか、ありましたら、お知らせください。

◎ 委員長（敦澤良子）

林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明致します。林野火災の関係ですけれども、国の方の協議会は終わっているのかもしれませんが、3月中に今度、渡島管内のですね、林野火災の協議会がございまして、その中で、今年度の強化月間、強化すべき日程を定めます。それを受けてですね、その期間を集中的に山火事予防の普及啓発活動にあてていきたいと思っております。本町としましては、例えばホームページでの喚起の呼びかけですとか、林業事業体への林野火災予防の指導であるとか、そういった活動を行っていきたいと考えています。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですか。副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

関連致しまして、私の方から、山火事の際の教訓の中での体制づくりということもありましたので、私の方からも少し触れさせていただきたいと思っております。一昨年の山火事あって以降、実は町長も広域事務組合の管理者、あるいは、消防長に対して、申入れをしまして、それで、新たに渡島西部広域事務組合の消防本部として、山火事時のマニュアルも策定を新たにしたところでもあります。更に山火事対応のためのいろいろな備商品関係、それらについても、まだ、十分とは言い切れませんが、4町広域の中で、不足するものを整備していくということでの申入れをしております。順次、予算化もしているという状況でございますので、更に今のご意見を受けながら、広域事務組合の中で意見を申し述べていきたいというふうに思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

いいですね。そのほかに6款ないですね。

それでは、質疑を打ち切ります。次に7款商工費の質疑を承ります。

予算書の164から167ページ、また、飛びまして、169から170ページの質疑を承ります。質疑ございませんか。

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

食のスポット関係について、お尋ねします。今回、500万、600万、700万円くらいの予算上がっております。当時、オープンにあたり、いろいろ設備、レンタル等

々あったわけでありましてけれども、ちょっと確認の意味で、ちょっとお尋ねするんですけれども、土地の使用料は、賃貸料は変わらないんですけれども、機器リースで、当時より、予測より若干、多くなっている、まず、その理由と、当時、オープンにあたり、1千万円くらいかけているんですよね。それで、スリーエスでスタートして、今回、協議会の方でスリーエスから条例等を整備した中で、最終的には、民間の企業さんに委託を、運営主体を移すという説明がありました。総体的にですね、まず、予算の関係等と今までの経過等を踏まえて、今後、そのスリーエスから管理運営を民間の企業さんに委託をするという、その考え方について、まず、お尋ね致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。移行することのお話でよろしいんですか。このあと、設置条例を設ける予定で、上程する予定になっておりまして、予算の考え方ですけれども、4月の下旬からですね、5月1日に向けて、設置条例を設けた中で、指定管理を今、予定しております。それで、予算につきましても、およそ4月、5月分を持っております。それで、土地、建物の賃借料につきましても、町の方で全部12か月分を持っております。それから、リース料につきましても、厨房機器、水槽等ですけれども、そちらの方につきましても、町の方で持ってあります。あと、4月、5月分だけ持っている分は、人件費等を含んだ委託料が2か月分、あと、光熱水費も2か月分をこの中で計上しております。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

当初、運営主体をスリーエスということで、当時の考え方、試験ということでありましたけれども、運営をしていって、まさかこんなに管理運営主体が変わるなんて、12月にオープンして、早々ですので、ちょっと疑念が残るところですし、まして、先ほど言うように、1千万円の備品等をかけて、そして、今回のようにリース契約を結んで、何年かこういうふうに経費がかかっていくわけですよね。そのすべてをまず、町が負担をして、運営会社に委託をするということであれば、何か今までスリーエスで一生懸命やってきて、ようやくオープンにこぎつけて、これからというときに、職員の機運が果たしてどうなのかという問題もあります。そういう面で、確かに協議会の中では、今の従業員4名ですか、4名を継続的に雇用するという約束はしているみたいですが、果たして、本当にそううまくいくのかな、まして、委託先が居酒屋系統ということもありますので、まず、中身的にがらっと変わった運営主体になるんだろうと思いますし、果たして、それがどうなのかということは、やってみなきゃ確かにわからないことでもありますけれども、もう少し具体的にスリーエスから新たな民間に委託するという思いというのは、何ですか。スリーエスではだめだったんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほど言ったとおり、設置及び管理に関する条例の中でも説明する

予定ですけれども、この食のスポットにつきましては、27年度に実証事業として、試験営業を今、行っております。それをスリーエスの方に委託をして、お願いをしているところです。それで、食のスポットの整備したときにもお話をしましたけれども、これの設置の目的につきましては、地域の特産品のPRだとか、あと、雇用創出効果ということだったんですけれども、雇用創出効果を早期に発現というか、実証を行ってですね、見込みが立ったということで、今回、指定管理に春以降、移行をしたいということで、この上程の中身になっておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

せつかく同じような繰り返しになりますけれども、スリーエスで今まで御苦労いただいて、一生懸命頑張ってきた、本来であれば、もし経営的にまずい部分が出てくるのであれば、それなりの補強をする、例えば今、民間企業の系統さんが飲食店を経営をしておりますので、そこから1名店長頑張っていますので、要するにそれにサポートする人員を派遣してもらうだとか、そういうのであれば、経営主体を強化するという意味ではわかるんですけれども、一気に今までやってきた管理者、試験とはいえ、自分的には1年間継続してずっといくんだらうかと、そのあと、結果を見ながら、経営の弱いところを補填しながら、補強をしていく、または、今、言うように、専門的な知識も入った経験者を雇い入れて、経営体質を強化するというのが上々なんだろうなという思いをしていたものですから、一気に変えて、今の従業員をそのまま継続してやるといっても、なかなか果たして、経営意欲というか、そこで働く場の意欲が保たれるのかなという危惧もあるものですから、もう一度、町長、なぜ、そこに思い立ったのか、お尋ねします。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

食のスポット、かき番屋の関係でありますけれども、これは先般の協議会のときにもお話をさせていただきましたけれども、今、北斗さん、それから、木古内町、知内町ということで、今、新幹線を視野に入れた施設が今、整備をされております。それで、北斗については、上磯郡漁協が事業主体であります。それから、木古内町さんについては、商工会の役員さん方が公社をつくって、北島製パンの社長さんが今、公社の社長という形で運営をします。それで、今、食のスポットについては、町が事業主体で経営をするというのは、うちだけであります。そんなことから、従来、ずっと考えていまして、いろいろと10月にオープンしますよ、11月にオープンしますよということで、結果的には、年明けのオープンになってしまったんですけれども、私は1つの考え方として、どこかの企業で要するに知内支店をとすることはずっと考えさせていただきました。なぜかという、こういう施設というのは、なかなか収支のバランスを取るの難しいという考え方をしていたものですから、是非、知内支店を開設していただける企業を実はあたっておりました。ただ、残念ながら、この分野というか、業界というのは、なかなか厳しいよというお話をさせていただいてですね、オープンして、この企業であれば、何とか町長の意向にも沿って、そして、地域の振興のためという、社長の考え方である



ということを実は紹介をさせていただいて、12月の末に札幌まで出向かせていただいて、面談をさせていただいて、この企業であれば、間違いないという実は確信を持って、それで、体制をどうするかということの今、ローテを組ませていただいたところであります。そんなことで、今、私が考えているのは、今、企業からうちの産品を安定的に供給することによって、会社のメリットが出てくるだろうし、そして、浜の生産者の皆さん方、それから、農業の生産者の皆様方が、その企業を通すことによって、付加価値を要するに高められると。それから、うちが今、抱えております、マコガレイ、残念ながら、マガレイとそんなに差がなく、今、市場に出回っている。これをですね、何とか付加価値を高められないかという考え方でですね、これはですね、町がなかなか今、上磯郡漁協という1つの組織がある中で、町がそこに入り込むというのが厳しいと。ですから、考え方としては、今、その企業が北海道のカキの産地からカキを仕入れているものをですね、できれば、中ノ川で漁師の皆様方が一生懸命、今、生産をしているカキを安定的にそこに送り込める体制ができれば、お互いにメリットが出てくるのではないかという考え方であります。そんなことから、今、後に今の施設の管理運営条例、今、提案をさせていただきますけれども、考え方としては、スリーエスが今、管理をさせていただいていますので、スリーエスではだめだという話ではなくて、新たに今、事業展開をする、そして、町の要するに産業を新たにその企業を通して活性化できればなという考え方で、今回、踏み切ろうということで考えさせていただいたところであります。そんなことで、今、1番委員さん言われますように、そしたら、従業員のそういうやる気をどうするんだということでもありますので、できれば、それはもう抱えていただく、2名の方を抱えていただくということは、もうお話をさせていただいておりますし、知内町に支店を出させてもらうことによって、函館ですぐもう1店、要するに施設をオープンしたい、そして、知内町から安定的に産品を仕入れが可能であれば、東京にも今、3店舗営業している企業でありますけれども、是非、北海道知内町のお店を東京にも出展をしたいという今、考え方をしている会社でありますので、その点について、ご理解をいただければというふうに思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。確認なんですけれども、4名の従業員のうち2名を今、確保するということですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

そのほかございませんか。7番委員。

◎ 7 番（谷口康之）

165ページの部分でですね、19節の部分で、地域資源利用の魅力向上助成ということで、今回260万円を出しているんですけれども、その内容はどのようなものになるのか、まず、1点。

それから、166ページの部分で今回、新幹線の展望塔工事、1億2千万円計上されています。この前、私たちも町長と一緒にJR北海道の方にこの部分で行ってきたんですけれども、そのときに町長がまず、行って、せっかく新幹線が来るから、遮音壁の4

mを住民の方々が支障ない部分では下げてもらえませんかということで、一生懸命やってきたんですけれども、その部分でなりますとですね、やはりこれが4mがもし2mに下げられるようなことになってしまうと、この展望塔というものがこの高さまで必要ないのではないかなと私は思うんですけれども、その辺について、可能性というものはどのように判断したらいいんですか。

◎ 委員長（敦澤良子）

商工労働係長。

◎ 商工労働係長（野戸早苗）

それでは、地域資源利用魅力向上事業につきまして、私の方からご説明致します。地域資源利用魅力向上事業につきましては、本年1月17日にですね、金森ホールの方で実施をさせていただきました。今年の予算につきましては、200万円を計上致しまして、冬場の函館の観光としましては、非常に人の入り込みが期待をされていなかったんですけれども、想定以上にですね、人の入り込みがあったということで、実はずっとカウントも取っておりましたが、1千人ほどの来場者がありまして、会場の中が常に満杯の状況でありました。議員の皆様も中には来ていただいているので、御事情もおわかりになったと思うんですけれども、それで、来年度につきましては、もう少し会場の部分を別な場所も想定をしながら、予算を少し60万円ほど多く取りまして、内容の方を目的もきちんと持った上で、開催をするといったもので予算を計上致しました。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

展望塔の建設予定の高さについてご説明を申し上げます。現地にですね、昨年なんですけれども、設計業者と建設予定地に高所作業車を運び込みまして、トンネル方向、もしくは、反対方向の眺望の確認をしております。今、ご指摘をいただいた防音壁の部分ですね、実は鉄道運輸機構から当初、両側に4m以上のものを設置予定であって、観光協会が設置をさせていただきます、トンネル撮影台からは車両が隠れる可能性があるというお話を実はいただいております。ただ、昨年になりましてから、それをなるべく低いものに変えられないかという検討をしているということと、可能であれば、ひよっとしたら設置しないということも含めて、検討しているというお知らせをいただいているところでございます。それらの流れを受けて、先日、町長から眺望の確保のこともあるので、是非、検討いただきたいということをお伝えしております。展望塔の高さですけれども、先ほどのご説明のように、高所作業車で眺望を確認を致しまして、地上から12m程度のところが必要最小限の高さであろうということで、その高さであれば、防音壁を設置する、設置しないにかかわらず、トンネル方向、もしくは、反対方法の眺望が確保できるということで、その高さで設計を進めるということで決定をしているものでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

7番委員。

◎ 7番（谷口康之）

12mを確保すればいいということなんですけれども、これ以上は低くしても、今、

言いましたように、意味がないということで理解してよろしいんですね。ただ、その部分です、前に課長にも言いましたように、木古内の展望台をちょっと見てもらえませんかということで言っていました、双眼鏡が付いているんですね。それでもって、あそこの部分であれば、はっきり言って、360度双眼鏡でいろいろな形で見れるということで、それも是非、検討してもらえませんかということで、課長に言った経緯があるんですけれども、その辺についてもどのような考え方でいるのでしょうか。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

展望塔の設計作業、実はまだ終わっておりません。3月いっぱいまでの設計ということで、先日、お話をいただきました、木古内町の展望台に双眼鏡といいますか、望遠鏡が設置されているという状況も設計業者の方にはお伝えをして、可能であれば、何らかの対策を講じるようにというお願いをしておりますし、更にもう1点、ウェブカメラ、それは以前の物産館の2階の眺望のときも実は計画をしていたんですけれども、カメラを設置を致しまして、その場所から青函トンネルから出てくる新幹線の様子をですね、全国、全世界に向けて発信できるようなことも想定した設計ということで、今、進めているところでございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

よろしいですか。1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

関連してお尋ねします。その展望台なんですけれども、以前、道の駅の改修と合わせて階段等で整備するというのが、当時6,500万円の予算で、いろいろ議論した中で、エレベーターも必要じゃないかということで、今回は道の駅の改修にとどめて、また新たな提案をするということで、10月22日にその辺の参考資料も含めて、大体9,200万円くらいで何とかなるだろうという話で説明を受けました。それから今回1億2千万円ということで、その経過ですね、エレベーターの乗員数含めて、お尋ねを致します。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

ご説明致します。只今、委員からご指摘のございました、昨年10月22日に、それまでの物産館の屋上の展望を確保しようという計画から、エレベーター付きの展望塔に大きく方針を転換するという内容につきまして、ペーパーでご説明をしております。今、ご指摘をいただきました、町の想定事業費と致しましては、確かに9千万円ちょっとということではあったのですが、その資料にすぐ同時にですね、当時の設計業者の考え方と致しましては、1億1,400万円程度という提案を実はいただいたという1点を整理、まずしてございます。ただ、そのときに、渡り廊下で2千万円程度という概算の設計だったんですけれども、それらの事業費を軽減しながら、何とか1億円を割れるような方向性でというご説明を致しました。設計を進めるにあたりまして、なるべく事業費に関しては、節減を図りながら工夫をしていただきたいということはお伝えをしている

んですけれども、その旨に沿った設計をしていただいているのですが、伺うところによりますと、階段で想定してございます鉄鋼の価格というのが、今の見積りですと、当時の想定から相当上がってきているということがございまして、先ほどもお伝えしておりますけれども、この設計業務まだ完了しておりません。当初の予定と致しましては、3月いっぱい設計の完了を受け、それで予定価格を設定し、4月の臨時会で予算を提案を申し上げて、それからというスケジュールも一旦想定していたんですけれども、せっかくの工事であれば、なるべく早く完成をし、供用を開始したいということもございまして、今回、まだ設計が上がっていない中でも概算設計の中での予算として、1億2千万円の提案を申し上げているところでございます。今後、この設計を進めるにあたりまして、これから若干下がっていくかと思っておりますけれども、更にそれから入札の段階でどこまで落ちていくのかということもあるんですけれども、予算としては、不落ということも昨今ございますので、このくらいの予算は必要であろうということでの提案でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

エレベーターの乗員につきましては、当初からご説明を申し上げております、車椅子の対応ということになりますと、建築基準法が11人定員ということで、そのような設計になっております。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

先般、町長と札幌に行ったときに、JRの障がい者のエレベーターということで、確か8名でしたか、そういうちょっと記憶があるんですけれども、そのスペースで十分対応はできるんだろうと思っておりますし、なぜ、もう少し町の査定が、例えば9人にしたのであれば、もう少しキャパを詰めながら進めるだとか、まして、これには健常者も要するに障がい者も全部対応ということですね、当時は障がい者対応として、時間的に13往復ですか、それらに対応するために、階段とエレベーター、障がい者用のエレベーターということで、当時議論して、階段3千万円、若干ちょっと数字狂うかもしれませんが、記憶であれば、議事録の中でもエレベーターは追加で2千万円あればできるんだよという話もされました。それは小田島室長にも議事録の話は言っております。だから、当時からちょっとこんなにエレベーターが高くという話は想定していなかったものですから、もう少しその乗員数を軽減しながらでも、またこれエレベーターにしても、非常階段というのは当然あるわけですし、非常階段を利用することも可能なんでしょう、健常者は。ということになれば、それらも含めながら対応していけば、もう少し予算を抑えられたのかなという気はするんですけれども、これがマックスだというのは、ちょっとこれからの設計という話ですから、これよりは多分抑え気味にはくるんだろうと思っておりますけれども、もう少し1億円の中で収めていただきたかったなというちょっと希望があったものですから、その辺、もしならなかった、当時の町の算定の約1億円弱にならなかったというのは、やはりいろいろなギャップがあったんだろうと思っております。その辺の詰めの中での経過をお知らせいただきたいと思っております。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

今の展望塔の工事費をできるだけ合理的に節減したいという思いは、町側も一緒でございます。なるべく合理的に節減をしながら建設をできることに越したことはないという認識では全く一緒だと思うんですけども、先ほどご説明したこととまた重なるかもしれませんが、10月22日の説明した段階です。先ほどもご説明のとおり、設計業者の方からは、工事請負、概算としては、1億1,443万円ということで、提案をいただいていたところ。その中で、渡り廊下の新築というのが2,200万円ということもあったものですから、この部分、もう少し節減もしながら、是非、1億円を割ったような、できれば、9千万円前半になるような事業費でということでの提案を町の算定と致しまして、この資料で説明をしていることは確かでございます。ただ、こちらから設計はまだ町についたばかりで、おおよそこのくらいの概算予算でということだったので、その後、設計作業が進めてこられるにつれてですね、先ほどもご説明致しましたが、どうしても階段を設置しなければいけない。鉄製の階段なんですけれども、それを見積りを取ったところ、当初、去年の段階よりも相当数金額が上がってきているという状況が報告されております。結果、現段階では、マックスとして1億2千万円程度予算を持たないと、少し入札の段階です。対応できるような金額にならないということの指摘もありましたので、一応、この限度額ということでの設定でございます。

エレベーターの11人乗りの設計といいますのは、当初からこの展望を確保するにあたりまして、階段ではお年寄りの方ですとか、障がい者の方々がせっかくの全国まれな眺望を楽しんでいただけないということがあって、車椅子をまず対応しましょうということでございました。その部分、委員からもご指摘のありますとおり、11人乗りではなくてですね、もうちょっと小さい規模で、何か事業費の節減もできないのかということも町からの意見、考え方をお伝えしてきたんですけども、どうしても車椅子で御利用をいただいて、更に介助の方が一緒にそこへ付いていった場合に、そのエレベーターの中でぐるっと回れるようなスペースが必要だという判断でございました。それと建築基準法も8人乗りというのはやっぱり難しく、11人乗りの規格で整備すべきということもございまして、今回、せっかくこのようなことでバリアフリーのエレベーターで、無理なくお楽しみいただけるものとしては、町の設計と致しましては、11人乗りということでした承したという経過でございます。

◎ 委員長（敦澤良子）

1番委員。

◎ 1 番（西山和夫）

JRのエレベーターで申し上げたように、ちょっとひよろ長いエレベーターですけども、車椅子を補助員がサポートしながらバックで入っていけば、そのまま出られるし、まして、健常者は横に8名ですから、まだまだ乗れるわけですね。そういうやり方で、もし詰まるのであればですよ、詰まるのであれば、やはりもう少し削減をして、やった方がいいだろうと思えますし、先ほど4mの防音壁がなくなる可能性もあるんだという話の中で、最大、なくなったとしても、その12mの展望台は確保しなければならないわけで、今の設計とは、これからかける設計とは何ら変わらないものになるんでしょう。ということになれば、なおさら、じゃあ、その展望台をどう生かすかということになれ

ば、新幹線の展望だけではなく、いろいろな風景なり、それらも何か工夫をして見られるような時期的なものあるでしょうけれども、以前、報道等で随分田んぼアートだとか、いろいろやりながら、地域おこしをしている町もありましたし、いろいろ工夫をして、新幹線展望だけではないんだよと、あくまでも知内のこういうまだ様々ないいいところも見られますよということをしていかないと、展望だけではなかなか理解も得られないところも多々あるだろうと思いますので、是非、もう少し工夫した、これからの作業になると思いますけれども、工夫してやっていただければありがたいなど。また、環境の整備等も。

◎ 委員長（敦澤良子）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

展望塔のPRにつきましましては、今後、十分、効果的なPRが可能となるように努めてまいりたいと思っておりますし、先ほどご説明致しました、展望塔の上の方にウェブカメラを設置を予定してございます。新幹線の走行の眺望もそうなんですけれども、あの地域例えばダムですとか、七ツ岳だとか、秋の紅葉もすばらしい景色がございますので、それらでウェブカメラでそれも全国、全世界にPRをしながら、いつかはあの場所に行ってみたいというような、行動につながるようなPR対策を講じてまいりたいと考えております。

◎ 委員長（敦澤良子）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

防音壁の関係で、ちょっと補足説明をさせていただきます。先般、1番委員さんと7番委員さん、それから、副議長と一緒にJRを訪問させていただいたときに、できるだけ、防音壁を設置しないようにという要望を实はさせていただきました。これは先般、カキニラ祭りに今別町の阿部町長が来たときに、町から要望をしたら、要するにそれを対応してくれたということをお聞きしましてですね、話をさせていただきましたけれども、できればですね、先般も木古内町から新函館北斗まで試乗させていただいて、残念ながら、ほとんど景色が見られないということでもあります。ですから、26日に何かちょっと今、うちの政策室長の情報でありますと、ヘリコプターが10機くらいトンネルから出てくる、要するに収録に集まるとかというのは、やっぱりその辺なのかなというふうに思っていますので、ただですね、今、1番委員さん、4mのやつが、要するに設置しなくてもいいという話ではないです。まだ。これは町の方から要望をさせていただいて、ご存じのとおり、トンネルからすぐ出てきて、齊藤製作所さんの工場があります。あそこに防音壁が設置されたとしても、山側でありますので、国道側の眺望は支障がないんですね。ですから、旧JR知内駅までの区間をですね、できるだけ民家も張り付いておりません。そんなことからですね、引き続きですね、先般、一緒に訪問させていただいたときに、部長さんがこれは要するに防音壁、今日、話題として上がってくるとは想定をしていませんでしたということも言っておりますので、是非ですね、これはこのやっぱり東京から北海道に来るときには、やっぱり広大な北海道の景色ということも、これは1つの売りなんだろうというふうに思っていますので、これは引き続き、防音壁、

できるだけ低い設置にするのであれば、低い防音壁にしてもらおうということで、引き続き要望をさせていただきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 委員長（敦澤良子）

休憩を取ります。

（ 休憩 午後 3 時 2 5 分 ）

（ 再開 午後 3 時 2 8 分 ）

◎ 委員長（敦澤良子）

休憩以前に引き続きまして、産業振興課関係の商工費の質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでしたら、終わりたいと思いますが。よろしいですね。

それでは、質疑がないようですから、産業振興課関係の質疑を終わります。

---

● 延会宣言

◎ 委員長（敦澤良子）

お諮り致します。本日の会議は、これで延会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

早く今日は日曜日でございますので。よろしいですか。異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会としたいと思います。

本日は大変、御苦勞様でございました。

（ 延会 午後 3 時 2 9 分 ）